第 6 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成28年10月21日

(平成27年度決算)

(企業局・病院局・警察本部・出納局・各種委員会等)

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

決算特別委員会会議記録 能本県議会 第 6 回

平成28年10月21日(金曜日)

午前9時59分開議 午前11時17分休憩 午前11時24分開議 午後0時7分休憩 午後1時0分開議 午後2時5分休憩 午後2時13分開議 午後2時32分閉会

本日の会議に付した事件

議案第32号 平成27年度熊本県一般会計歳 入歳出決算の認定について

議案第35号 平成27年度熊本県収入証紙特 別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 平成27年度熊本県病院事業会 計決算の認定について

議案第48号 平成27年度熊本県電気事業会 計利益の処分及び決算の認定について

議案第49号 平成27年度熊本県工業用水道 事業会計決算の認定について

議案第50号 平成27年度熊本県有料駐車場 事業会計利益の処分及び決算の認定につ いて

出席委員(12人)

委員長 池 田 和 貴 副委員長 裕 山 П 委 員 西 成 出 勝 委 員 杉 直 //\ 委 員 岩 中 伸 司 委 員 城 下 広 作 =委 松 \mathbb{H} 郎 員 早 委 員 田 順 委 員 髙 野 洋 介 委 海 亚 員 橋

委 員 岩 子 智 \blacksquare 委 員 松 野 眀 美

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 企業局

> 局長 五. 嶋 道 也

次長兼総務経営課長 福 島 裕

> 굽 之 工務課長 \blacksquare 裕

発電総合管理所長 伊 藤 健

病院局

病院事業管理者 永 井 幸 正

首席審議員兼院長 濵 純 元

> 清 原 総務経営課長 彦

警察本部

本部長 後 藤 和 宏

武 警務部長 森 Ш

生活安全部長 甲 斐 利 美

> 刑事部長 吉 長 立 志

交通部長 奥 田 隆 久

警備部長 中 島 恵

首席監察官 松 出 俊 範

参事官兼警務課長 能 Ш 誠 吾

参事官兼会計課長 木 村 浩 憲

参事官兼厚生課長 渡 邉 孝

理事官兼総務課長 今 村 宏 光

参事官兼生活安全企画課長 哲 浩 田 中

> 参事官兼地域課長 石 崹 喜 尚

武 参事官兼刑事企画課長 杉 村 治

理事官兼組織犯罪対策課長 中 島 誠

交通指導課長

参事官兼交通企画課長 中 亨 田

> 馬 交通規制課長 森 教 烈

亨

参事官(運転免許) 木 庭 俊 昭

参事官兼警備第一課長 原 秀 機動隊長 星 原 茂 幸警察学校長 岩 本 信 行

出納局

会計管理者兼出納局長 出 田 貴 康

会計課長 瀬 戸 浩 一

管理調達課長 石 川 修

人事委員会事務局

局 長 山 口 達 人

総務課長 井 上 知 行

公務員課長 西 尾 浩 明

監査委員・同事務局

監査委員 豊 田 祐 一

局 長 高 山 寿一郎

首席審議員兼監査監 佐 藤 美智子 労働委員会事務局

局長白濵良一

審查調整課長 真 田 由紀子

議会事務局

局長吉田勝也

次長兼総務課長 中 島 昭 則

議事課長 中 原 敬 喜

政務調査課長 上 村 祐 司

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博 議事課主幹 門 垣 文 輝 議事課主幹 黒 岩 雅 樹

午前9時59分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから 第6回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前中に企業局、病院局の審査を 行い、午後から警察本部、出納局及び各種委 員会等の審査を行うことにしております。

それでは、まず企業局の審査を行います。 執行部の説明を求めた後に、質疑を受けた いと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、企業局長から決算概要等の総括 説明をお願いします。

○五嶋企業局長 着座のまま失礼いたしま す。

平成27年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、企業局関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

企業局の個別事項としまして、報告第4の7、「駐車場事業の指定管理者制度への移行について、民間の経営ノウハウの導入による県民サービスの向上が目的ということであるが、同事業の決算状況は良好であり、指定管理者制度の導入に当たっては、県としての利益が極端に損なわれることがないよう、十分検討のうえ進めること。」という御指摘がございます。

昨年度の指定管理者の募集に当たりましては、利用料金制を採用し、駐車料金を指定管理者の収入とすることなど、民間のノウハウを生かして自主的な経営努力を促すことにしました。また、広く周知に努めた結果、県内外の8者から意欲的で特色のある提案がございまして、高いレベルでの競争となりました。

県の主な収入となります、毎年指定管理者が納付する基本納付金につきましては、募集時に、県の利益を損なわないように、最低納付額として5年間で3億5,000万円以上、年度で見ますと7,000万円以上でございますが、そういう条件を示して募集を行いました。その結果、今回の指定管理者が最高額を提案いたしまして、5年間で5億8,000万円余、年でいいますと1億800万円から1億2,100万円を納付することとなりました。一方、委託料などの支出は大きく削減されますので、これまでよりも利益は増加するものと見込んでおります。

ただし、今年度につきましては、熊本地震による被災で、1カ月以上休業を余儀なくされたことや、施設損壊によりまして一部の駐車スペースが使用できない状況でありますことなどから、基本納付金が減額になると考えております。

次に、報告第4の8、「風力発電事業について、稼働して10年経過したが、発電量が当初の見込みを下回っている状況がある。今後、機器の整備や故障への対応等が必要となった時に、累積赤字が拡大するおそれもあるため、対応を検討しておくこと。」という指摘がございます。

阿蘇車帰風力発電所は、運転開始当初から 特定の風向、風速に対する風車の振動が確認 され、機器保全のため運転制限を実施してき たことから、発電量の低迷が続きました。こ のため、より詳細なデータ収集・分析及び検 討を行い、平成23年8月から3号風車、平成 24年4月から2号風車の運転制限を解除した 結果、発電量が大きく増加いたしました。

さらに、平成24年12月から固定価格買取制度、いわゆるFITでございますが、これに移行したこともあり、平成25、26年度はそれぞれ約1,700万円及び470万円の黒字を計上したところでございます。

しかしながら、平成27年度は故障による長期運転停止と修繕費等により大幅な赤字となりました。そのため、局内に収支改善検討プロジェクトを設置し、検討を行ってまいりました。その結果、適切なメンテナンスにより、長期の運転停止を防止して収益を確保することが重要であると考え、消耗部品の定期的な交換や予備品の確保、点検の充実など保守管理の強化を図ることとしたところです。

今後とも、これらの対策を徹底する一方、 経費の節減を図りながら収支改善に努めてま いります。

続きまして、平成27年度の電気事業、工業 用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の 決算の概要について御説明申し上げます。

まず、電気事業でございますが、収入は14億9,000万円余、支出は12億6,000万円余で、差し引き2億2,400万円余の純利益となりました。前年度の5,300万円余の純損失から大きく黒字に転換しております。これは主に、収入において電力料が1,800万円余増加したこと、支出において荒瀬ダム撤去関連の費用が減少したことによるものです。

次に、工業用水道事業でございますが、有明、八代、苓北の3工業用水道事業合計で、収入10億4,000万円余、支出10億6,200万円余で、差し引き2,100万円余の純損失を計上しています。

前年度に比べて収益が悪化していますが、 これは前年度決算におきまして、会計制度の 改正に伴い、一般会計補助等で取得した資産 の補助金相当額を収益化する際に、その戻入 益を過大に計上しており、その過大額を過年 度損益修正損として、今回計上したことが主 な要因でございます。

3工業用水道事業を個別に見てみますと、 八代は2,300万円余、苓北は3,800万円余の利益を確保しましたが、有明につきましては 8,400万円余の赤字となっております。

有明、八代については、依然として多量の 未利用水を抱え厳しい経営状況となってお り、工業用水道事業の平成27年度末累積欠損 金は49億1,000万円余になっているところで す。

最後に、有料駐車場事業でございますが、 収入1億1,700万円余、支出7,500万円余で、 差し引き4,200万円余の純利益となりました。

県営有料駐車場は熊本市中心部に位置し、 24時間営業の駐車場として毎年18万台を超え る利用があり、黒字経営を維持しておりま す。なお、先ほど申し上げましたとおり、こ とし4月から指定管理者制度へ移行している ところです。 以上が決算の概要ですが、詳細につきましては次長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 次に、監査委員から決算 審査意見の概要説明をお願いします。

○豊田監査委員 着座にて説明いたします。 それでは、企業局の決算審査結果につきま して、要約して御説明申し上げます。

表紙が白の冊子、幾つかありますが、平成27年度決算審査意見書というものをお願いいたします。よろしゅうございますか。済みません、同じような白色でございます。よございますか。1ページをお開き願います。

それでは、1ページをお願いいたします。 まず、第1に、審査の概要でございます が、審査の対象及び方法については記載のと おりでございます。

次に、下段の第2、審査の結果でございますが、全ての事業につきまして、審査に付されました決算諸表は、経営成績等を適正に表示しており、またおおむね適切に運営されております。

それでは、少し飛びますが、8ページをお 願いいたします。

第3の審査意見でございます。

まず、1の電気事業会計におきましては、電力料収入の増加、特別損失の減少等によりまして、先ほども説明がありましたように、2億2,400万円余の純利益を計上しています。

今後の課題でございますが、老朽化が進む市房発電所などの主力発電所の固定価格買取制度――FIT移行に向けましたリニューアルの工事期間、平成30年から32年度でございますが、これにつきましては、発電量の減少に伴います電力料収入の減少が見込まれるため、引き続き純利益の確保のため、経費節減を含む経営努力が必要になると考えておりま

す。

また、荒瀬ダムの撤去に要します資金につきましては、今後とも撤去コストの縮減を初め、企業局全体でのさらなる経営努力等によりまして確保を図るとともに、国の支援が継続するよう求めていく必要がございます。

なお、風力発電につきましては、故障等により発電が長期間停止したことが影響いたしまして、平成27年度は目標供給電力量の3割程度にとどまっております。依然として、供給電力料が計画発電量を下回る状況が続いておりますので、今後も風況に合わせた運転方法の改善等により、供給電力量の確保に努める必要があると考えております。

次に、2の工業用水道事業会計におきましては、特に有明工業用水道事業で、竜門ダム関連費用の負担が大きいことが影響しまして、8,400万円余の経常損失を計上し、累積欠損金額も49億1,000万円余となっております。

有明及び八代の2つの工業用水道事業につきましては、次の9ページに続きますが、使用水量増加の見通しが立たず、今後も厳しい経営状況が続くことから、企業立地部門や関係市町と連携し、多角的な視点から工業用水需要の拡大に努めていく必要があります。

また、有明工業用水道事業につきましては、引き続き国に対して、竜門ダム関連費用の負担軽減を要望していく必要があると考えております。

次の3の有料駐車場事業会計におきましては、利用台数が平成24年度以降増加傾向にありまして、純利益4,200万円余を計上し、経常利益率36.9%と経営状況は良好でございます。

平成28年度から指定管理者による管理が導入されておりまして、民間の弾力性や柔軟性を活用し、さらに県民が利用しやすい駐車場として、一層のサービスの向上を図っていく必要があります。

最後に、熊本地震被害の影響についてですが、今回の地震によりまして、有料駐車場事業では、安政町立体駐車場が被災のため43日間の休業を余儀なくされ、また風力発電事業におきましても、九州電力の送電施設の被災により、やむなく68日間発電を停止いたしました。これらの休止が、平成28年度の経営に及ぼす影響が限定的なものとなるよう、事業経営に努めていただきたいと思っております。

以上が企業局に係ります平成27年度決算審 査意見の概要でございます。

以上です。

○池田和貴委員長 ありがとうございました。

次に、企業局次長から決算資料の説明をお 願いします。

○福島企業局次長 よろしくお願いいたします。

まず、定期監査の結果につきましては、企 業局は指摘事項はございません。

次に、ただいま監査委員からございました 決算審査意見につきまして、その取り組み状 況を御説明いたします。

まず、平成28年4月に発生いたしました熊本地震の関係でございます。先ほどの決算審査意見書の8ページをごらんください。

審査意見の冒頭におきまして「今後、創造 的復興に向けた取組を進める中で、企業局と しても今回の震災によって得られた経験を検 証・評価のうえ、将来の危機管理や事業経営 に活かすよう希望する。」との意見をいただ いております。

また、9ページになりますけども、4点目の審査意見としまして、熊本地震被害の影響につきまして「有料駐車場事業では、安政町立体駐車場が被災のため43日間の休業を余儀なくされ、風力発電事業においても、九州電

力の送電施設被災によりやむなく68日間発電を停止した。これらの休止が平成28年度の経営に及ぼす影響が限定的なものとなるよう、 事業経営に努める必要がある。」との意見をいただいております。

企業局の熊本地震の被害は、電気事業では、風力発電所におきまして、御指摘にありましたように、九州電力の送電施設被災に伴いまして発電停止はありましたが、その他の施設や機器には、発電停止などを伴うような大きな被害はありませんでした。

工業用水道事業におきましては、有明工業 用水道におきまして、配水管2カ所で漏水が 発生し、また、汚泥処理装置の脱水機が損傷 する被害がありましたが、速やかに応急復旧 を行い、工業用水の供給停止となるような事 態には至りませんでした。

今後、災害復旧補助の手続が終了次第、本 復旧工事を実施する予定といたしておりま す。

有料駐車場事業につきましては、安政町の立体駐車場におきまして、隣接します建物の塔屋部分が崩落しまして、駐車場の屋上部分が大きく破損するなどの被害がありました。幸い、14日の前震のときに、車両につきましては退出や移動を求めておりましたので、車両への被害はありませんでしたが、その応急復旧が完了するまでの43日間、営業を停止いたしました。

現在、本復旧に向けまして耐震関係の調査を行っているところであり、今後も安全、安心な駐車場といたしまして県民の皆様に御利用いただけるよう、早期の復旧を目指してまいります。

運営面におきましても、今回の震災の経験をしっかり検証いたしまして、緊急時の対応マニュアルや早期の復旧体制整備に生かしてまいります。

また、御指摘の休止によります減収のほか、復旧にかかります費用など経営への影響

は避けられませんが、できるだけ軽減できる よう、収益の拡大並びに費用の削減に努めて まいりたいと考えております。

続きまして、8ページに戻りまして、審査 意見の1点目の電気事業会計についてお願い いたします。

まず「今後、老朽化が進む主力発電所の固定価格買取制度(FIT)移行に向けたリニューアルの工事期間は、発電量の減少に伴う電力料収入の減少が見込まれるため、引き続き純利益の確保のため経費節減を含む経営努力が必要である。」

次に「荒瀬ダム撤去に要する資金については、国の交付金や内部留保資金等によりおおむね確保されつつあるが、今後、撤去コストの縮減をはじめ、企業局全体での更なる経営努力等により確保を図るとともに、国の支援が継続するよう求めていく必要がある。」

最後に「風力発電については、故障等により長期間停止したことが影響し、平成27年度は目標供給電力量の3割程度にとどまった。 固定価格買取制度の導入により安定した収入が見込まれる中で、依然として供給電力量が計画発電量を下回る状況が続いているため、今後も風況に合わせた運転方法の改善等により供給電力量の確保に努める必要がある。」以上の3点の御意見をいただいておりま

主力発電所のリニューアル工事につきましては、平成32年度の工事終了に向けて必要な工事の発注、関連施設の調査等を計画どおり進めております。工事には多額の費用を要します。現地工事期間中は発電を常時停止することから、収入も大きく減少することとなります。

す。

これらの収支変動につきましては、更新後の固定価格買取制度移行による収入増で対応できると見込んでおりますが、効率的な工事の実施に努め、経費の節減に取り組んでまいります。また、現地工事期間中は欠損となる

ことが見込まれますので、今年度の利益処分を初め、できるだけ利益積立金を積み立てていきたいと考えております。

次に、荒瀬ダム撤去についてでございますが、全国初の本格的なコンクリートダム撤去であり、また河川内の難工事でありますので、引き続き安全や環境面に十分配慮して、着実に実施してまいります。なお、撤去資金につきましては、引き続き経費縮減に努めますとともに、国への継続的な支援を要請してまいります。

次に、阿蘇車帰風力発電所につきましては、1号機が油圧シリンダーの故障によりまして長期間停止いたしました。これに伴いまして2号、3号風車も自主保安のため停止いたしましたので、目標供給電力量を大きく下回る結果となりました。

先ほど局長が申し上げましたように、局内のプロジェクトにおきまして、長期発電停止の防止に向けました保守管理の見直し等の検討を行い、平成29年度に老朽化した部品の交換を行いますとともに、保守点検をさらに強加していくことといたしました。

今後は、故障リスクを抑えて、供給電力量 の安定した確保に努めてまいります。

2点目の工業用水道事業につきましては、 まず、「有明工業用水においては、平成26年度と比較すると受水企業が1社増加したことにより若干、契約水量、基本使用水量が増えたものの、八代工業用水とともに、依然、多くの未利用水を抱えている。現在の経済情勢では大量の水を使用する企業の立地の可能性は低く、また、既存企業の使用水量も増えない傾向にある。このように、工業用水道事業の経営環境は、引き続き厳しい状況が続いていることから、企業立地部門や関係市町と連携し、多角的な視点から、工業用水需要の拡大に努めていく必要がある。また、有明工業用水道事業については、引き続き国に対して、竜門ダム関連費用の負担軽減の要望を 行うとともに、経営再建計画の着実な推進に 努めていく必要がある。」、以上2点の御意 見をいただいております。

御指摘のとおり、有明、八代の両工業用水 道事業は、多くの未利用水を抱え、厳しい経 営状況が続いております。工業用水の需要拡 大につきましては、有明工業用水道におきま しては、今年4月からバイオマス発電所の新 規給水を開始し、また、八代工業用水道にお きましても、新規に7月に廃棄物焼却施設の 建設工事及び冷却用として給水契約を締結し ており、11月にも一部給水を始める予定でご ざいます。

今後も引き続き、未利用水の解消に向けまして、工業用水以外の分野での活用も含めて、幅広く可能性を探ってまいります。

また、有明工業用水道におきましては、竜 門ダム関連経費等によりまして、多額の欠損 金を計上しております。

そのような状況を踏まえ、これまでも経営 改善に向けて関係省庁への働きかけを行って まいりました。現在、国の経済対策に伴いま す平成28年度補正予算に対しまして、工業用 水道施設の更新、耐震化事業への補助の採択 を要望しておりまして、今後とも引き続き粘 り強く国に支援を求めてまいります。

3点目の有料駐車場につきましては、4月から指定管理者に移行しております。その際、指定管理者によります事前精算機や出口精算機による自動精算の導入、空車箇所を表示するセンサーランプの設置など、利用者のサービス向上への取り組みが行われました。

今後も、指定管理者としつかり連携して、 利用しやすい駐車場を目指してまいります。 なお、毎年度指定管理者から納付金を納めて もらうことにより、安定した利益を得ること が可能となっております。

決算審査意見書については以上でございま す。

次に、平成27年度公営企業3事業の決算概

要について、お手元の平成28年度決算特別委員会説明資料により御説明をいたします。よろしくお願いします。

よろしゅうございますか。では、1ページ の電気事業会計をお願いいたします。

まず、施設の概要でございますが、水力発電所は、昭和35年に発電開始しました市房第一発電所から、平成13年に発電を開始しました緑川第三発電所までの7つの発電所を運営しております。

水力発電の最大出力の合計は、左上の行の 2段目の右側をごらんください。5万4,200 キロワットで、これに、その右側の平成17年 から発電を開始しました、阿蘇車帰の風力発 電所の最大出力1,500キロワットを合わせま すと、最大出力5万5,700キロワットの事業 規模となっております。

次に、供給電力量でございます。左上の表の下段の平成27年度と記載された右端をごらんください。水力発電の平成27年度の実績供給電力量は、1億7,700万キロワットアワーで、目標に対しまして達成率は111.3%でございました。これは、年間を通しまして雨量に恵まれたこと、及び大きな故障等がなかったことによるものでございます。

風力発電は、その右側をごらんください。 平成27年度の供給実績は約60万キロワットア ワーで、前年度の31.7%となっております。

次に、電力料金の契約の状況及び実績でご ざいます。

発電いたしました電力は、九州電力へ提供 いたしております。

水力発電は、市房第一から笠振の5発電所の合計で12億7,800万円余、菊鹿と緑川第三は、平成25年度から固定価格買取制度に移行しておりますが、それぞれ8,400万円余、4,800万円余となっております。

表には記載しておりませんが、合計で14億 1,100万円余となっておりまして、これは前 年度と比較しますと、4,300万円余の増とな っております。

水力発電の1キロワットアワー当たりの契約料金は、市房第一から笠振が8.14円相当でございます。 菊鹿は25.39円、緑川第三が27.14円となっております。

風力発電につきましては、平成27年度の実績は1,100万円余で、前年度と比較しますと2,500万円余の減となっております。

なお、風力発電につきましては、平成24年 12月から固定価格買取制度に移行しており、 発電単価は、1キロワットアワー当たり 19.03円となっております。

2ページをお願いいたします。

平成27年度決算の状況でございます。

(1)の収益収支でございますが、収入が14億9,300万円余、支出が12億6,900万円余でございまして、差し引き2億2,400万円余の利益が生じております。平成26年度と比較しますと、2億7,700万円余の大幅な改善となっております。

収入におきましては、電力料が1,800万円 余の増収となっており、収入全体では、平成 26年度から2,300万円余の増収となっており ます。

一方、支出におきましては、営業費用が修繕費や共有設備費分担金等が減少いたしまして、3,400万円余の減となっております。

また、特別損失におきましては、荒瀬ダム 撤去事業費が減少いたしましたことから、2 億1,600万円余の減となっております。

支出全体では、2億5,400万円余の減となっております。

3ページをお願いいたします。

(2)の剰余金処分計算書案でございますが、平成27年度末の未処分利益剰余金2億2,400万円余につきまして、1,000円未満を除きまして、利益積立金に積み立てることとしたいと考えております。

この結果、(3)積立金及び留保資金残高一 覧表のとおりとなっており、内部留保金は48 億7,600万円余となります。

なお、剰余金の処分につきましては、地方 公営企業法第32条第2項の規定に基づきまし て、議会の議決事項となっております。よろ しくお願いいたします。

次に、(4)資本的収支でございますが、資本的支出は、建設改良費が7億9,300万円余でございます。

うち、荒瀬ダム関連費用が5億5,800万円 余、その他といたしまして、水力発電所の建 設費等に2億3,500万円余となっておりま す。

また、企業債償還金が1億2,600万円余、 工業用水道事業会計への貸付金が2億6,500 万円余で、合計11億8,500万円余となっております。

資本的収入は、固定資産売却代金が8万円 余、工業用水道事業会計からの返還金が3億 6,500万円余、荒瀬ダム関連交付金が1億600 万円余の、合計4億7,100万円余となっております。

不足いたします7億1,400万円余につきましては、過年度分損益勘定留保資金と当年度及び過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補塡しております。

なお、過年分損益勘定留保資金は、減価償却費のように、収益的収支において、現金の支出を必要としないものを費用計上することにより留保される資金でございまして、過年度分と当該年度分がございます。今回の補塡には過年度分を充てることとしております。

さらに、当年度分及び過年度消費税及び地 方消費税資本的収支調整金は、既に資本的支 出で支払っておりました消費税及び地方消費 税の還付分を補塡に充てるものでございま す。

次に、4ページをお願いいたします。

施設の概要でございますが、有明工業用水 道が昭和50年に、八代工業用水道が昭和52年 に、苓北工業用水道が平成5年に給水を開始 しております。給水能力は3事業合わせまして、1日当たり6万8,360立方メートルとなっております。

次に、2の利用状況でございます。

有明工業用水道につきましては、不二ライトメタル(株)、ジャパンマリンユナイテッド(株)有明事業所など12社に対して、八代工業用水道が、YKK AP(株)九州製造所、ヤマハ熊本プロダクツ(株)など24社に、苓北工業用水道が、九州電力(株)苓北発電所など2社に給水をいたしております。

特に、有明工業用水道及び八代工業用水道の契約率につきましては、それぞれ40.2%、33.4%、施設利用率がそれぞれ27.4%、24.6%と多くの未利用水を抱えておりまして、引き続き需要開拓に努めてまいります。

5ページをお願いいたします。

(1)の収益収支でございますが、収入は10億4,000万円余、支出は10億6,200万円余で、 差し引き2,100万円余の純損失となっております。

前年度と比べて収支が悪化しておりますが、主な要因といたしましては、地方公営企業関係の見直しに伴いまして、平成26年度から国庫補助金等で取得した資産の減価償却費相当額を、長期前受け金戻入として収益化することとなりましたが、前年度決算にて過大に計上しておりまして、それを今回是正するために、過年度損益修正損を計上したことによります。

なお、有明工業用水道におきましては、竜 門ダム関連経費の負担が非常に大きくなって おりまして、赤字決算となっております。

6ページをお願いいたします。

(2)の欠損金の状況でございます。

事業別に見ますと、平成27年度末で、苓北 工業用水道は7億9,200万円余の利益の蓄積 がございます。有明工業用水道と八代工業用 水道は、それぞれ42億9,200万円余、14億900 万円余の累積欠損金があることから、全体で は49億1,000万円余の累積欠損金を抱えているところでございます。

次に、(3)資本的収支でございますが、資本的支出は、建設改良費6億1,000万円余、企業債償還金4億500万円余、電気事業会計及び一般会計の借入金償還金3億7,700万円余など、合計で15億3,700万円余となっております。

資本的収入は、長期借入金、一般会計補助金等で13億5,000万円余となっており、不足いたします1億8,600万円余は、過年度分損益勘定留保資金と当年度及び過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補塡いたしております。

7ページの有料駐車場事業会計をお願いい たします。

施設の概要でございますが、有料駐車場事業は、熊本市中央区安政町の県営有料駐車場が収容台数298台、熊本市中央区新屋敷の月決めの県営第二有料駐車場が、収容台数37台の合計335台で運営いたしております。

次に、駐車台数及び料金収入の実績でございますが、普通駐車の平成27年度の利用台数は11万1,370台で、前年度を1,692台上回り、料金収入は160万円余上回っております。

定期駐車の利用台数は7万6,202台で、前年度を2,921台下回り、料金収入は280万円余下回っております。

合計では、台数、料金ともに前年度を若干下回っておりますが、これは昨年度第4・四半期におきまして、一部利用制限に伴う改良工事を行ったことなどによるものであり、第3・四半期までは前年度を上回る状況でございました。

8ページをお願いいたします。

平成27年度の決算の状況でございます。

(1)収益的収支でございますが、収入が1億1,700万円余、支出が7,500万円余で、4,200万円余の純利益となっております。

9ページをお願いいたします。

(2)剰余金の処分計算書案でございます。

利益処分につきましては、地方公営企業法 第32条第2項の規定に基づきまして、議会の 議決を得るものでございます。

平成27年度未処分利益剰余金4,253万8,000 円余を、処分案に示しておりますように 1,000円未満を除きまして、建設改良積立金 に積み立てたいと考えております。

この結果、(3)の積立金及び留保資金残高 一覧のとおり、内部留保資金は8億7,300万 円余となります。

次に、資本的収支でございますが、資本的 支出は、建設改良費1億3,200万円余となっ ております。資本的収入はございませんの で、全額を過年度分損益勘定留保資金と当年 度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で 補塡しております。

以上が平成27年度の決算の概要でございま す。よろしく御審議のほどお願いいたしま す。

○池田和貴委員長 以上で企業局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

〇岩中伸司委員 有明工業用水は、ずっとこういう形で続いて、きょうの報告でも42億か、43億というんですね。それはどちらかというと、一生懸命努力をされて企業誘致や、そういう形ですが、最近は逆に循環型というのが多くなっているので厳しいなと思うんですが、何かここら辺はバイオ発電とか、そういうので活用されているということですけども、何か展望があるのかな。というのは、このままいけば工業用水厳しいなと思うんですけども、もう少し何か説明――、企業誘致はなかなか難しいですね。

○福島企業局次長 有明工業用水につきましては、委員御指摘のとおり非常に厳しい状況

でございます。有明工業用水も八代の工水もですけども、昭和39年に不知火・有明・大牟田地区が新産業都市の指定を受けまして、知事部局のほうで工業団地のほうを造成しまして、そこへの水の供給ということで、企業局のほうが水の部分を担ったものでございます。

確かに、計画を立てたときの企業の想定というのが、重厚長大といいますか、製鉄とか化学とか、非常に水を多く使う企業を想定した計画でございまして、現状が、委員御指摘のとおり、水をなるだけ循環して使う、なるだけ外に流さないで使うように企業もなっておりますし、そういう想定した企業と違う、企業の形態に今なっているところが大きいのが1点ございます。

もう一点が、竜門ダムの負担金が非常に負担になっております。これにつきましても、建設当初は、建設費は470億円、県の負担金についてが約57億円でスタートいたしました。実際でき上がってみますと、建設費は1,810億円、県の負担金が246億円で、ここは4.3倍にふえてしまっております。これが有明工業用水道の欠損金の要因の一つになっております。

この竜門ダム関係の負担金だけで、実は27年度で4億7,400円ほどの負担金となっておりますので、先ほど言いました有明工業用水道の欠損金(負債)の大半は、これがあることによって生じているところでございます。

この企業側の――企業側といいますか、立 地側の問題と、その負担金といいますか、運 営側の問題の両方が相まって、有明工業用水 道につきましては特に厳しい状況になってお ります。

ただ、しかし、手をこまねいておるわけに はいきませんので、先ほど委員御指摘のとお り、知事部局でございます商工観光労働部、 並びに地元であります荒尾市及び長洲町と、 有明工業用水道需要開拓推進会議というのを 開催いたしまして、受水企業の掘り起こし、 開拓及びPRを、4者一体となって取り組ん でいるところでございます。幸い先ほどあり ましたバイオマス発電が、日量700立米の供 給が始まっておりますので、若干の改善にな っております。工業団地も残りといいます か、分譲面積が少なくなってはきております けども、さらに地元及び商工観光労働部と協 力いたしまして、一日でも早く企業を誘致し て、工業用水の経営改善に努めてまいりたい と考えております。

以上でございます。

〇岩中伸司委員 今の説明の中でもわかるように、企業努力というか、一生懸命努力しても非常に限界があるなということを、先ほど来からの説明の中でも、国に再度、負担金の負担というのがえらい多いので、ここら辺は改善すると同時に、今おっしゃったように知事部局も一緒にならぬと、この企業誘致の場合は部署がまた違うので、ぜひやっぱりそういう水を利用する企業というのは特別ないかと思うんですけども、それに近いような誘致を知事部局と一緒に頑張っていただきたいというふうに思います。要望です。

- ○池田和貴委員長 要望でいいですか。
- ○岩中伸司委員 はい。
- ○池田和貴委員長 ほかにございませんか。
- ○西岡勝成委員 いいですか。駐車場の件ですが、先ほど企業局長から説明があった中で、指定管理者制度に移行して、この2ページの基本納付金が減額になるということですけど、どういう契約になっているんですか。
- ○福島企業局次長 これにつきましては、先 ほど、安政町の県営有料駐車場につきまして

は、298台がもともとの台数でございますけども、先ほど言いましたように震災の関係で、隣のビルの塔屋が落ちまして、実は穴があいてしまって、そこの部分とその下の部分の駐車台数が使えなくなっています。

そのほか壁とかの関係で、若干モルタルが 剥がれたりしておりますので、そういうとこ ろにつきまして駐車制限を加えております。 それが18台ぐらいあったと思いますけれど も、それにつきましては指定管理者の責任で はございませんので、298台あったとして の、今基本納付金の計算になっておりますの で、その使えない部分を差し引いた分で納付 金額を納めてもらうということで、その分が 減額になるということです。

もう1点は、復旧工事をするに当たりまして、今のは現在使われない部分になりますけども、例えばブロック単位とかフロア単位で工事が必要になった場合、その部分がまた使えないようになりますので、その部分についてもまた指定管理者の責めじゃない部分で、利用台数が減るということになりますので、その部分については減額になることと思っております。

いずれにしても、先ほど言いました基本納付金の額があるので、どうにか黒字で有料駐車場は乗り切れるんではないかと、楽観的と言われるかもしれませんけども、考えているところではございます。

- ○西岡勝成委員 どのぐらいの減額になる見込みですか。
- ○福島企業局次長 先ほどの台数の減だけでいいますと、先ほど言いましたように、43日間の休業の期間もございますので、休業の期間と先ほどの単純に台数が減る減を含めまして、1,400万ほどの減収になろうかと思っております。

- ○西岡勝成委員 1,000……。
- ○福島企業局次長 1,400万。
- ○西岡勝成委員 はい、わかりました。もう 1ついいですか。
- ○池田和貴委員長 どうぞ。
- ○西岡勝成委員 立野で山腹崩壊が起きて、 九電ですかね、送水管が関連しているんじゃ ないかというふうな話が、原因はまだはっき りしていませんけど、問題があります。これ は決算とちょっとずれるかもしれませんが、 送水、水道事業をやってこられて、仮にそう いう地震が起きた場合、その送水管が破損し ているというようなときは、もとからとめる んですか。要するに、漏水というのが一番山 腹崩壊を起こす大きな要因ではあるんですよ ね。

その中で、そういう大地震が起きて送水を とめる判断というのは、どういう時期にされ るんですか。

- ○武田工務課長 地震での漏水ですけども、 今回の立野で起きたようなあの規模の漏水 が、工業用水の送水している途中で発見され れば、もとの取水、どこかの段階で、それよ り上流の段階で遮断して、水をとめることに なると思います。
- ○西岡勝成委員 その感知はどうやってする の。
- ○武田工務課長 各浄水場の監視室で、ポンプの運転状況とか流量とかを常時監視しておりますので、その状況で把握できるものと思います。
- ○西岡勝成委員 把握できるということです

ね。

- ○池田和貴委員 よろしゅうございますか。
- ○城下広作委員 せっかくだけん、ちょっと その関連で。

前震のときの9時26分の段階で、ダムの分の取水の分は全部とめたのですか。どこの段階でとめたかわかりますか。

- ○武田工務課長 今のは、ダムと言われます のは、発電事業に関してということでよろし いでしょうか。
- ○武田工務課長 地震のときですけども、前 震のときも本震のときも、水を送っている、 電気事業、水力発電に関しましても、工業用 水に関しましても、送水をとめる、水の流れ をとめなければならないというような被害を 感知しておりませんので、実際そういう被害 もあっておりませんので、今回の地震でそう いう措置はとっておりません。
- ○城下広作委員 それで、予震の震度7のときに、いわゆる送水管とか、ダムでもそうですよ、どこかで仮に破損をしていれば、そこから漏水をして、発電の途中で管の部分が漏水したら、いわゆる洪水被害になる可能性があるわけですね。それは1回とめるという判断をする必要があったのかなかったのか。済みません、これは決算じゃないけど、どうだったのかなと。

そこが、結局、結果論として何もなかった、漏水はなかったんだけど、通常は、あるいは大きい地震があったら送水をとめるということは、マニュアルであるでしょう。それ

をやったかやらなかったか、それだけをちょっと聞きたいんです。

○武田工務課長 今年度やったかやらなかったかということでは、先ほど申し上げましたように、行っておりません。もし仮に大きな被害が出るような、下流の水路からの水漏れなんかが起きておれば、先ほど言いましたように、工業用水では流量とかを監視しておりますし、また発電所、委員おっしゃられましたようにダムからの水ということでありますと、ダムの異常な水位低下ということで感知できるようになっておりますので、そういう場合は、ダムであればゲートを閉めるという操作をすることになります。

○城下広作委員 民間なら、ダムも全部、送水管の水をまずとめるんですね。とめないと、入り込んでしまったら、途中で送水管が破損していたら横にぱあっと出るから、それをうちの場合には、ダムから送水するというのを、とめるという判断をしたかしなかったとか、その監視体制があったということだから、結果論としてはそのことはわかるのですけれども、別によっては、そうやって問題があっているとによって、途中で漏れるというような感じ、これをちょっと心配するんです。

済みません。本題に入ります。

車帰の場合、いわゆる風力発電、これも毎 回決算で言われて、同じことをずっと言うこ ともなんなんですけど、一応確認のため。

今回メンテナンスを強化して、長期間運転 できるよう頑張りますというふうな話なんで すけど、ずっとここは風の起こり方が乱れ て、非常に驅体に対して、プロペラに対して 負担があるからよくとまる、故障するという ようなことで言われてきているんですけど、 今回の対応によって、それはかなり改善する 可能性が、期待が持てるのかということをち ょっと確認したいと思います。

余計に今は、俵山バイパスに行くのがばん ばん行くもんだから、余計あそこにとまっと る風車がよう目立ってしようがないんです。 そして皆さんが、何でとまっとる、きょうも とまっとる、きょうもとまっとるみたいな話 になる、目立つもんだから、その辺の関係。

○武田工務課長 前年7月の故障で長期停止いたしました。今後、それの状況を判断いたしまして、今後はメンテナンスの強化、我々職員によります点検の頻度もふやしますし、年1回、メーカー、専門業者の点検を行いたいと考えております。

また、今後、今回のように長期の発電停止にならないように、劣化によって発電をとめなければならない原因になるような部品ですね、そういうものを事前に予備品として持っておくというようなことを行うようにしております。

○城下広作委員 ちなみに、あれは外国の製品だったか、日本の製品になるか、それはメーカーがどこだったか。

○武田工務課長 風車の部分は三菱重工製です。

○城下広作委員 では、国内の企業だから部 品も調達は意外と容易だろうと思いますの で、小まめな点検、なるべくとまらない、維持をしっかり確保してメンテナンスしていく、これが大事なことだと思いますので、頑 張ってください。

○池田和貴委員長 ちょっとそれに関連して なんですけど、今あそこ、1基当たり300キ ロワットの風車ですよね。既に今300キロワットの風車はつくってなくて、メンテナンスコストも、例えば部品もなかなか供給が難しくなってきているという話を、実は天草市も同じ風車を使っているので聞いているんです。そういった意味では、今後もいわゆる車でいうと、非常に昔の車をメンテナンスしていくというならコストかかるように、そうなっていくと思うんですけど、そういうところは実際そうなんですか。

○武田工務課長 実際、前年度の故障に際しまして取りかえが必要となった部品も、注文してすぐ手に入るというような状況じゃなく、メーカーとして受注して生産するというものもありました。それは、今委員長おっしゃられましたように、300キロワットの大型のものをメーカーつくっておりませんので、部品をストックしていないというような状況でございます。

先ほども申し上げましたように、今後消耗により発電停止に至る可能性がある部品は、 あらかじめ発注して、予備品として持ってお きたいというふうに考えております。

○池田和貴委員長 わかりました。それで、 これ天草市も多分同じようなところで困って いると思うんです。そのほか300キロワット の風車、三菱製の風車を持っておるところ で、多分同じ悩みを抱えていると思うんで す。そういったところで、共同して何かやる ことによってコストを下げるとか、そういう ことって進まないですかね。

その辺も考えてみると、そういったところで、共同で何か部品を持つことによってコスト削減が図れるとか、もしかしたらそういうところも若干あるかもしれないし、やることによってお互い助かる部分もあると思うので、この辺はもしかしたら検討をしていただけばと思いますが、いかがですか。

○武田工務課長 以前、そういう御意見いただいたこともありますので、どういう場でだったかというのを記憶しておりませんが、実際委員長おっしゃられるように、効果はあろうかと思います。今後、その点につきましては、同じ機種を持っている事業者とかを調べまして、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○池田和貴委員長 はい、わかりました。

○西岡勝成委員 2~3日前も五和にいって、風がなかったから2基ともとまっていたんですが、風力とは非常に難しい。1回宮古島で台風で全部うっ倒れたところを見たことがありますが、そういう流れの中で、風力が一半深から長島側にずらっと九電が、長島の上に20基ぐらいつくってあるんですね。あれは非常に業績がいいというような話を聞いたことがあるんです。

何しろ風は気まぐれですから、一定量の発電するのは難しい。維持管理が難しい。それは、五和もそうだし、ちょっと何か物が当たって、風でプロペラが傷んだらそれでだめになるというような、非常に難しい部分があると思うんですけど、全国的に見て、風力というのは安定してもうかるんですか。場所次第もあるんでしょうけれども、課長はどのような見立てをされてますか。

○武田工務課長 全国の風力発電の経営状況 といいますか、収支といいますか、そういうものについて詳しく把握しているわけではございません。ただ、一般的に聞いている話なんですけど、雷での影響で1回でも羽根がやられると、直撃雷が羽根に落ちると折れて、修理に高額の費用がかかると、そういうところでやめているとか、そういう話は聞いております。

そういうことがないところは、順調にいっているというところかどうなのかというのは、なかなか他社の経営状況ですので、ちょっと詳しくは済みませんが把握しておりません。

○西岡勝成委員 ヨーロッパあたりは、安定 した偏西風がずうっと吹いているので、風力 にも非常に向くと。日本みたいに台風がぱあ っと来たり、そういうところはなかなか風力 に向かないんじゃないかというような話も聞 いたことがあるので、いろいろな経営状況を 見ていると難しい。故障が多かったり、故障 を直すのに、メンテナンスに非常に高くかか ったりというところがあるので、その辺もや っぱり大きな課題だと思います。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 時間も余りないところでしょうから。さっき岩中委員の御指摘があったところに関連しますが、監査委員の意見書の中に9ページですが、大量の水を──工業用水です、未利用水、「大量の水を使用する企業の立地の可能性は低く、」「既存の企業の使用水量も増えない傾向にある。」ということで、非常に難しいのは先行きも難しいのだろう。

をして、一応「企業立地部門や関係市町と連携し、多角的な視点から、工業用水需要の拡大に努めていく必要がある。」と、これはなかなか難しかっでしょうから、こう書かざるを得ぬところがあったんでしょうけれども。しかも、最後に至っては、「国に対して、竜門ダム関連費用の負担軽減の要望を行うとともに、経営再建計画の着実な推進」、これはかなり前から要望なさって実現していないということでしょうから、これもちょっと望み薄だろうということで、ここの話をしてくると、みんなも非常に暗い気持ちになっ

てきて、やるべきことはしっかりやっていか なければならないという目標を我々も共有し ているつもりでございます。

そこで、その目標に向かっていくに当たって、先ほどの決算説明資料、例えばこれは電気関係資料3ページ、5ページ、6ページの摘要を見ておりますと、例えば3ページの他会計への繰出金というところの摘要で、他会計への貸付金、これは電気から有明工水に2億6,000万、その下、他会計からの返還金、有明工水から3億6,000万余というふうに書いてあります。

あるいは5ページ、これは工業用水ですけど、補助金のところに一般会計からの補助金、その3つ下のポツは、その他のところで一般会計からの繰出金、いろいろ出ているわけでございます。かつて、私が一期生か二期生のころでしたけれども、企業局の工業用水がこれだけ苦戦しているのならば、駐車場か、あるいは電気でどんどん稼いで、累積欠損金にどんどんどんどん打ち込んで、それを減らしていけばいいじゃないかどうかて、単純に考えた時期がございました。

よくよく御説明を聞いたら、法律でなかなか各会計間に補塡するとか、利益が出たところから補塡するということはできないということで、今申し上げましたような一般会計からの繰り出しとか、あるいは補助金というのもあります。多分、環境生活部の決算のときに、環境立県推進課からというのもそういう項目がありましたので、知事部局からの、一般会計からの繰り出し、あるいは補助金というのもあります。一定のルールがあってのことだと思うんです。

確認ですけれども、一応簡潔で結構でございます。さっき言いました、会計ごとに幾ら利益が出ようが、ちょっと苦戦しているところに補塡するというのができるのかできないのかが1点と、あとはさっき、各会計間の貸し付けなりもあるわけですね。例えば、苓北

から八代というのもどこかありますし、非常にある意味わかりにくい、我々からしたら、 会計のシステムがわかりにくい、そういうと ころを、ちょっとルールなり基準なりという のを説明していただければと。

まず、第1点の例えば、電気、駐車場で利益があった分を、累積欠損金をちょっと減少させるためにというのは、表向きはできないですね。

○福島企業局次長 電気、工業用水、駐車場は別としまして、それぞれ受益企業があって、その企業に応分の負担をいただいて、例えば工業用水なら利用料金をいただいていますので、逆に言えば、よそにやれるくらいであるなら下げろと。下げてくれと。独立採算ですので、ということになりますので、さっきの工業用水間もですけども、貸すことはできるけど、あげることはできないという感じで、それぞれの会計もですし、それぞれの事業ごとでも、それぞれで計算しないといけないということで、貸し付けという形に、会計間の貸し付けもありますし、事業間の貸し付けもありますし、事業間の貸し付けもあります。

○松田三郎委員 ありましたように、3つの 事業間でもかなり独立性が高い。工業用水で いうと、それぞれの有明、八代、苓北、この 間もかなり独立性が高いということですね。

○福島企業局次長 はい。

○松田三郎委員 それと、この一般会計から の補助金というのがあるし、一般会計からの 繰り出しというのは返さぬでよかわけです ね、繰り入れたら。

○福島企業局次長 繰出金と補助金と貸付金 というのが3つあろうかと思います。

繰出金につきましては、児童手当と基礎年

金の拠出金につきまして一般会計のほうから 法定で繰り出すことになっておりますので、 ちょっと小さい額になりますけども繰り出 し、法定繰り出しという形になります。

補助金と申しますのが、先ほどちょっと申しました新産業都市計画ですけれども、これ全県挙げてつくったといいますか、県を挙げてつくったということで、それを企業局で水の部分を担当しているということで、一応ルールがございまして、企業債の償還、これに一定のルールをかけて、あくまでも企業局の企業努力も求めるようなルールになっておりますけども、一定のルールで補助金としていただいております。

それを受けても、さらに経営というか資金 不足になる部分を貸付金としていただいてい るということで、そういう形で繰出金と補助 金と貸付金とに分かれております。

○松田三郎委員 わかりました。環境のとき も、財政課交えてルールどおりやっています ということでありました。

では、貸付金に関しては、今一般会計から とはいえ、一応かっちりした、何年間でどれ ぐらいというのは、やっぱりそのときそのと きで決めるわけですか、金額もさることなが らですけど。

○福島企業局次長 貸付金につきましては、 最終的に財政課と協議しました上で、毎年 度、毎年度決める形になります。

○松田三郎委員 ただ、なかなかあれです ね、ちょっと赤字があるけん、どんどんどん どん一般会計からというわけにはいかないと いうことですね、さっきの説明で。

いいですか。

○池田和貴委員長 はい、どうぞ。

○松田三郎委員 参考までにお聞きしますけ ど、企業局の場合は、今独自に職員を採用な さっているということはあるんですか、技術 職員の方。というのは、企業局の今何名か知 りませんけど、職員の中には、局長、次長の ように知事部局から出向なさっている方もい らっしゃるし、恐らく企業局内の異動で、ほ かには行かれないという方もいらっしゃるの かなと。

○五嶋企業局長 企業局には、大きく分けま すと事務職、電気職、機械職もおりますけれ ども、電気職、機械職、それと土木職もおり ます。

企業局で独自で採用してきたのは、以前は 事務職もおりましたけど、今は事務職は全然 おりません。電気職と機械職については、企 業局で独自で採用しています。ただ、今年度 の入庁者からは、知事部局と一緒になって、 一体で採用をしておるところです。今後は、 企業局としての採用ということじゃなくて、 知事部局と一体になった採用になっていくか なというふうに思っています。

事務職について、それと土木職については、土木職も以前は企業局プロパーいたと思いますけど、今は事務職、土木職ともに知事部局からの交流という形にしております。それと、逆に今度電気職、機械職については企業局で採用していますけども、知事部局のほうに派遣して、いわゆる交流をやっている部分もございます。

以上です。

○松田三郎委員 では、昔からするとかなり 電気、機械で、企業局内での異動しかしない というのは、かなり少ないということです ね。

○五嶋企業局長 電気職、機械職につきましては、大体大まかにいいますと、知事部局1

に対して企業局が2、職員数でいいますと。 ですので、交流で知事部局に行っている職員 いますけど、比較的には企業局内で異動する のが全体的には多いという感じです。

○松田三郎委員 はい、わかりました。最後に1点だけ。その前の給与表というのは、これは職種によって多少違うでしょうが、知事部局とほとんど同じものを使っていっているでしょうかという点と、かつて議会で問題になりましたいろいろな手当が、かなり特殊な手当があるというので一旦変わったんでしょうけれど、その手当等についてもほぼ知事部局と同じものなのかどうか、水準が、そこだけちょっと確認して終わりたいと思います。

○五嶋企業局長 済みません、私も昔のこと はよく存じてないんですが、昔は企業手当と かなんとかあったやには聞いておりますけれ ども、今は知事部局と全くイコールとなって います。

- ○松田三郎委員 はい、いいです。
- ○池田和貴委員長 よろしゅうございます か。
- ○松田三郎委員 はい。
- ○池田和貴委員長 ほかにございませんか。 なければ、これで企業局の審査を終了しま す。

ここで、説明員の入れかえのため、11時25 分まで休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時24分再開

○池田和貴委員長 それでは、委員会を再開 したいと思います。

これより病院局の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、病院事業管理者から決算概要等 の総括説明をお願いします。

○永井病院事業管理者 本日はどうぞよろし くお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

病院局こころの医療センターの運営に当たりましては、かねてから御指導、御支援をいただき、厚く御礼を申し上げます。

病院の運営状況及び決算状況の説明に先立 ちまして、前年度の決算特別委員会において 御指摘のありました、施策推進上改善または 検討を要する事項等につきまして、その後の 措置状況を御報告いたします。

当局に対しましては、「病床稼働率が80.1%と、約30床が空いている。民間病院で対応が困難な患者の受け入れへの備えや短期治療型の取り組みは十分理解するが、そのうえで病院経営としての視点で稼働率を意識し、目標を持って取り組むこと。」という御指摘をいただきました。

その御指摘を受け、昨年末から、民間病院では対応が困難な患者の受け入れに備えながら、病棟間での入院患者の情報共有化などによるベッドコントロールに取り組んでおり、ことし9月末現在での病床稼働率は、熊本地震によります入院患者の増加の影響もあり、89.5%となっております。今後も病床稼働率を意識しながら、安定した病院経営に取り組んでまいります。

続きまして、当院の運営状況でございます。

こころの医療センターの入院患者数は、現在135名前後、外来患者数は1日平均110名程度で推移をいたしております。県内には公立、民間を合わせて46の精神科病院があり、

全体の入院患者数は約8,000名となっております。

当院といたしましては、県立の病院として、犯罪で法に触れた患者や薬物中毒患者の受け入れなど、県内精神科医療のセーフティーネット機能の役割を果たしながら、社会の新たなニーズへも対応する政策医療を打ち出し、推進しているところでございます。

具体的には、まず児童・思春期医療への取り組みです。

平成24年度から開始しております児童・思春期専門外来診療につきましては、受診患者の数も年々増加している状況にあります。現在、平成29年度の児童・思春期専用病床の開設に向けて、病棟改修工事の準備を進めており、発達障害などの社会的な問題に対応できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

政策医療の2番目は、患者の地域生活移行 支援への取り組みでございます。

平成26年度に設置しました地域生活支援室の人員を増員し、訪問体制の強化を図りながら、退院後の地域生活が継続できるよう支援していく取り組みを進めております。

次に、平成27年度の決算状況について、概略を申し上げます。

総収益16億500万円余に対しまして、総費 用15億3,700万円余で、6,700万円余の黒字と なっております。

一般会計からの繰入金につきましては、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする第2次中期経営計画において、一般会計からの繰入金に過度に依存することがない効率的な運営を行っていくこととし、一定の削減を行った繰入金の額を維持しているところでございます。

今後も県立病院として期待される役割を果たすとともに、収益の確保を図りながら、安定的な経営に努めてまいります。

以上が病院運営及び決算状況の概要でございますが、詳細につきましては後ほど総務経

営課長から説明させていただきますので、御 審議のほどをよろしくお願い申し上げます。 以上でございます。

○池田和貴委員長 次に、監査委員から、決 算審査意見の概要説明をお願いいたします。

○豊田監査委員 それでは、着座にて説明い たします。

病院局の決算審査結果につきまして、要約 して御説明申し上げます。

病院事業会計の決算審査意見書の1ページ をお願いいたします。

まず、第1の審査の概要でございますが、 審査の対象及び方法につきましては記載のと おりでございます。——よろしゅうございま すでしょうか。

次に、第2、審査の結果でございますが、 病院事業会計につきましては、審査に付され ました決算諸表は、経営成績等を適正に表示 しており、またおおむね適切に運営されてお ります。

続いて、2ページ以降には、病院事業の経 営成績について記載しております。

3ページの表をごらんください。

3ページの表の一番右欄、平成27年の欄で ございますが、その下から5段落目、総収益 は16億500万円余で、前年度よりも800万円余 減少しております。一方、下から4段目です が、総費用につきましては15億3,700万円余 となり、前年度より7,500万円減少していま す。

この結果、当年度純利益につきましては、 下から3段目でございますが、6,700万円余 となり、前年度に比べまして6,600万円余増 加しており、平成15年度以来の引き続いての 黒字というふうになっておるところでござい ます。

次に飛びますが、9ページをお願いいたし ます。 第3、審査意見でございます。

まず、(1)の第2次中期経営計画の着実な 実施につきましては、本計画に基づきまし て、引き続き医業収益の増加及び経費の縮減 等に取り組み、事業の状況に応じた経営収支 のさらなる健全化に努める必要があると考え ております。

特に、この計画にも記載してありますが、 平成29年の開設予定の児童・思春期専用病床 につきましては、県内のニーズを踏まえまし て、知事部局等関係機関と連携を密に図りな がら、早期開設に向けて着実に推進を図って いく必要があると考えております。

次に、(2)の医師をはじめとした医療スタッフの確保につきましては、安定的な医療体制の確立を図るためには、専門性や経験に富む医師を初めとした医療スタッフの養成・確保が重要でありますから、引き続き知事部局を初め熊本大学等との密な連携に努める必要があるとしております。

最後に、(3)一般会計負担金につきましては、現在、財政部局との協議を踏まえ計上されておりますが、現在、医業収益とほぼ同程度の金額の一般会計からの繰り入れが行われております。このため、他県の取り組み等の分析、導入を図るなど、地方公営企業として収益構造の改善を図り、可能な限り一般会計の負担を軽減できるよう努める必要があるというふうに記載しております。

以上が平成27年度病院事業会計の決算審査 意見の概要でございます。

説明は以上です。

○池田和貴委員長 ありがとうございました。

次に、総務経営課長から決算資料の説明を お願いいたします。

○清原総務経営課長 着座で説明させていた だきます。 まず、本年度の定期監査における指摘事項はございません。

次に、先ほど監査委員からありました決算 審査意見について、その取り組み状況を御説 明いたします。

第2次中期経営計画の着実な実施について、「引き続き医業収益の増加及び経費の縮減等に取り組み、経営収支のさらなる健全化に努める必要がある。特に、平成29年度開設予定の児童・思春期専用病床については、関係機関との連携を図りながら、早期開設に向け着実に推進を図っていく必要がある。」

また、「安定的な医療体制等の確立を図るため、」「医師をはじめとした医療スタッフの養成・確保が重要であ」り、「引き続き知事部局」、「熊本大学等」と「密な連携に努める必要がある。」

また、「地方公営企業として収益構造の改善を図り、可能な限り一般会計の負担を軽減できるように努める必要がある。」

以上の3点の御意見をいただいております。

まず、経営収支のさらなる健全化につきましては、引き続き診療報酬増に向けた取り組みを行うなど、医業収益の増加等に努めてまいります。

児童・思春期専用病床の開設につきましては、熊本地震の影響で、病棟の改修工事のスケジュールが当初予定よりもおくれておりますが、9月に設計の委託契約を締結したところでございまして、平成29年度中には開設できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医師を初めとする医療スタッフの養成・確保につきましては、県立病院としての役割であるセーフティーネット機能に加えまして、当院における児童・思春期医療への取り組みについては、熊本大学から大きな期待を寄せられているところでもあり、今後とも大学等との連携を図り、また、必要な研修等

も実施しながら養成・確保に努めてまいりま す。

一般会計の負担軽減につきましては、繰入 金の削減を引き続き維持するとともに、診療 報酬の増加に向けた取り組みを進めながら、 収益の増加に努めてまいります。

続きまして、こころの医療センターの運営 及び決算の状況について説明させていただき ます。

お手元の平成28年度決算特別委員会説明資料、A4縦の資料でございます。

まず、1ページ、病院の概要でございます。

平成9年4月に、もとの富合病院を全面改築しまして、県立こころの医療センターとして運営を開始しております。本年度は20年目となっております。

病床の数は200床で、このうち10床が肺結核合併症患者のための病床でございます。ただ、医師不足等から、平成20年4月から、老人治療病棟50床について休止しております。

診療科目は、精神科、神経内科、内科、呼 吸器内科の4科でございます。

設置の根拠といたしましては、精神保健福 祉法により、都道府県に精神科病院の設置が 義務づけられているものでございます。

それから、平成20年4月から、地方公営企 業法の全部適用を受けております。

組織につきましては、(2)の図のとおりでございまして、診療部、看護部、総務経営課で、職員数はことしの5月1日現在で89人となっております。

次に、2ページをお願いいたします。 運営の状況です。

第2次中期経営計画に基づきまして、県立 病院としての役割を果たすために、医療活動 に取り組んでおります。

主な取り組みの1つは、セーフティーネット機能の維持・充実です。

民間病院では受け入れが難しい殺人、傷害

等を犯した触法患者や覚醒剤中毒患者などの 措置入院患者を、積極的に受け入れておりま す。

患者については、本年3月末時点で、県全 体の42人中6人を受け入れております。

(2)で、感染症肺結核合併症や薬物・アルコール依存症など、高度な専門性が必要な患者を受け入れております。平成27年度の入院患者は、結核が6人、覚醒剤・薬物が5人、アルコールが18人となっております。

(3)で、民間の精神科病院等からの治療困難患者の受け入れを行っておりまして、入院患者の約59%、それから新規の外来患者の45%が、他の医療機関からの依頼・紹介患者でございます。

次に、(4)の熊本県精神科救急医療システムや精神科救急情報センターにも参加いたしまして、休日、夜間における救急患者等に対応しております。時間外、日祭日における入院患者数は42人、夜間外来の延べ人数は401人となっております。

3ページをお願いします。

新たなニーズに対応するための取り組みと して、2つ上げさせていただいております。

1つ目は、患者の地域生活支援の充実で、 入院医療中心から地域生活中心へという国の 基本理念が示されておりますが、そのために は医療と生活支援を包括的に提供することが 必要です。

そこで、平成26年4月に地域生活支援室を 設置しまして、医師、看護師、精神保健福祉 士など多職種の連携のもとに、きめ細かな訪 問や相談によって、退院後の日常生活を支援 しております。現在の体制といたしまして は、看護師が2名、精神保健福祉士2名の4 人でございます。

27年度の活動状況といたしましては、長期 入院を経て退院した患者や頻繁に入退院を繰 り返す患者など21人を対象に、週に3回程度 訪問し、買い物やごみの処理、金銭、服薬の 管理、年金の申請指導等を行っております。

これにより、入退院を繰り返している患者 や長期入院患者の病状の悪化を防ぎ、再入院 を防ぐことができたなど、着実に成果が上が っていると考えております。

次に、新たなニーズの2つ目でございます けれども、児童・思春期医療の積極的推進で す。

発達障害を含む児童・思春期医療につきましては、診察できる医療機関や専門医が県内に少なく、医療体制が需要に対応しきれていない状況にございます。このため、専門医師の養成を図るとともに、平成24年4月に児童・思春期の専門外来として、こころの思春期外来を開設いたしました。

常勤医師と非常勤医師の2名で、毎週月曜日と水曜日に診療に当たっております。

受診者数は、開設した平成24年度が224人でしたが、その後25年度622人、26年度976人、27年度1,212人と年々大幅に増加しているところでございます。

現在は、平成29年度に児童・思春期を対象 としました入院病床の開設に向けて準備を進 めております。後ほど詳しく説明させていた だきます。

民間の医療機関からは、県立病院であれば、入院治療が必要な児童・思春期の患者を安心して紹介できるという声もあり、大きな期待をいただいていると考えております。

次に、4ページをお願いいたします。 平成27年度の状況でございます。

まず、医療の状況ですが、入院につきましては、県内唯一の結核合併症病床への入院患者や外来患者の増により、入院延べ人数は4万3,383人、1日平均入院患者数は118.5人となっております。

入院収益は6億3,146万8,000円で、前年度 に比べて960万円余の減となっております。

外来状況につきましては、患者の地域生活 に対する支援や児童・思春期医療の取り組み などにより、外来延べ患者は2万7,518人、 1日平均外来患者数は113.2人と増加してお りまして、外来収益も1億7,081万6,000円と 前年度よりふえております。

5ページをお願いいたします。

経営の状況ですが、平成27年度決算は、局長から申し上げましたように、総収益が16億500万円余に対して総費用は15億3,700万円余で、差し引き6,700万円余の純利益となっております。

収益のうち医業収益は8億800万円で、前 年並みとなっております。

医業外収益についても7億9,700万円余 で、ほぼ前年並みとなっております。

次に、費用でございますが、医業費用は14 億5,700万円余で、2,500万円余の減となって おります。

以上によりまして、平成27年度の純損益は6,767万円の黒字となりました。

6ページをお願いいたします。

特に、一般会計からの繰り入れ状況ですが、一般会計繰入金は7億6,886万円となっております。繰り入れについては、財政再建戦略期間は終了したものの、当分の間、一般会計からの繰入金に過度に依存することがない効率的な運営を行っていくこととし、削減を継続しておりますので、資本的――表の下の欄でございますけども、資本的収入についてはゼロとなっております。

(3)の経営目標と実績値の比較ですが、中期経営計画で定めました経営目標が、表の右から3番目でございます。平成27年度の実績値が右から2番目です。恐れ入りますけど、そこの項目名が平成27年度累積値と表記しておりますが、平成27年度実績値の誤りでございます。大変申しわけございません、訂正をお願いいたします。

その目標値と実績値を比較しますと、1日 の入院患者数が目標値を下回っております が、それ以外の外来患者数、デイケア件数、 作業療法件数については、前年度を上回って、目標値を上回っております。

(4)で、今後の取り組みでございますが、これまで現業職員を非常勤職員に振りかえる等により人件費削減とか、あるいは委託の見直し等による経費節減に取り組んでいっておりますが、医療の質や安全を確保する必要がありますので、今後は収益増に向け患者数の増加に努めるとともに、診療報酬の算定項目をふやすなどの取り組みを進めていきたいと考えております。

7ページをお願いいたします。

平成28年度の主な取り組みですが、まず、 熊本地震への対応といたしまして、こころの 医療センターは幸いに大きな被害はございま せんでしたので、発生直後には、被災した県 内精神科病院の入院患者の受け入れを行いま した。

また、(2)の災害派遣精神医療チーム、いわゆる熊本DPATに医師、看護師などで編成したチームを派遣し、被災された方の支援に当たっております。

また、(3)で、熊本市からの要請に応えまして、仮設住宅28戸の用地として敷地の一部を提供しております。

次に、2番の児童・思春期医療への取り組 みでございます。

入院治療に対応できるように、専用の病床 を平成29年度に開設することといたしており ます。

計画の概要といたしましては、現在の病棟の一つ、西2病棟と申しますけども、そこの一部を改修しまして、20床の専用病床を設ける計画でございます。現在、病院全体で150床を運営しておりますけども、このうち10床が結核、140床が精神科でございますが、この精神科140床のうちの20床を児童・思春期専門で、全体の150床は維持する計画でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

病床開設に向けまして改修工事を行いますが、学習室でありますとか、面接室、食堂など必要な施設を配置し、また明るく親しみやすい環境となるよう、照明や内装等の工事を行うことにしております。

今後のスケジュールといたしましては、地 震の影響で改修工事の着手がおくれました が、平成29年度中に開設できるように準備を 進めてまいります。

下の図に西2病棟の配置図を書いておりますが、小さくて恐縮でございますが、このL 字型の建物の下のほう、太線で囲った部分を 改修して専用病床にする計画でございます。

説明は以上でございますます。御審議のほ どよろしくお願いいたします。

○池田和貴委員長 以上で病院局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 私も、あの辺の近くを通っていくんですけど、今の説明で地震の被害が余りなかったということで安心をいたしましたけど、いざというときに、特殊な病院でありますよね。すると、逆に患者さんたちを受け入れたということでございますけれども、富合地区も結構被災された家屋が多い中で被災がなかったということですけれども、いうときの体制づくりといいますか、相互の連携といいますか、その点どう考えておられるのかが1つと、病院内でこの前大きな殺人事件がありました。それで、セキュリティーのことについては、どういう管理体制をされているのか、2点。

○清原総務経営課長 こころの医療センターでは、まず、民間に委託した警備員が常駐しておりまして、夜間は1名ですけども、夜間も常駐して巡回を定期的にやっております。 あと、当直として医師と看護師が1名ずつ当 直、それから病棟には夜勤のスタッフが勤務 しておりますので、いざというときにはその 職員が対応し、またさらに職員が必要なとき は応援を要請するというようなことで、対応 ができると考えております。

また、外部からの侵入等につきましては、 1つは、先ほど申し上げました警備員が常駐 しておりますので、一次的な対応が可能で す。それから病棟にもスタッフがおりますの で対応が可能だと思いますが、あと、廊下と かナースステーション等には防犯カメラを設 置しておりまして、今年度はさらに屋外、玄 関等夜間通用口のほうにさらに監視カメラを 設置するところで今準備をしておりますの で、そのようなことで防犯体制をとっていき たいと考えております。

○西岡勝成委員 実際、仮にあった場合、今度の地震みたいのがあった場合、連携というのはどういう……。

○永井病院事業管理者 万一災害が発生したときの患者の受け入れ、あるいは転院につきましては、私ども熊本県で精神科協会という精神科の病院ネットワークがございまして、そこにももちろん参画をいたしております。具体的にはそちらのほうを通しながら、いろんな転院等の御相談をやっていくことになろうかというふうに思っております。

○池田和貴委員長 よろしゅうございます か。

- ○西岡勝成委員 はい。
- ○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

〇岩中伸司委員 先ほどの審査意見の3項目 にも書いてあったんですが、医師不足という ことで、説明でも、長いこと、これは平成20 年からかずっと50床を減じてきているという ことですが、これは今は熊大の医局だけです かね、つながりは。

○清原総務経営課長 今はほとんど熊大の医局の人事で来ていただいておりますけども、ドクターバンクで10年ほど前には1人採用させていただいておりますけれども、今も引き続きドクターバンク等では募集をしております。

また、当時は医師不足という状況で、50床を休床して、その後もしばらく医師が足りない状況はあったんですけども、現在では、先ほどの熊大の御支援もありまして、常勤医師6人と非常勤医師が9人で診察に当たっておりますので、今は医師不足という状況ではないと思っております。

○岩中伸司委員 現状は医師不足ではないということだけども、50床はこの状態のままいくということで理解していいんですか。

○清原総務経営課長 休床しております50床につきましては、精神科病舎についても、今基準よりも民間病院含めて多いという状況ですので、病床を復活するというのはなかなか考えにくいかなと思っておりまして、今後どのような活用ができるかを今検討を進めているところでございまして、次の中期経営計画に向けても、そこの活用方法というのは考えていきたいと思っております。

〇岩中伸司委員 国の方針が、精神科だけじゃなくて、療養型の病院も病床カットが具体的に進められていく計画なんで、ここもそうかなと思うんですけども、どうもこれはかなり以前から、施設での入院というのはお金がかかるので、在宅という方向を、これは医療費の削減という形で国がどうも大きな方針を出していて、それに寄った形での精神科だけ

でなくて、ほかの問題もそうですけれども。

だから心配なのは、それでやっぱり在宅になった後のフォローが、今説明ではいろいろスタッフもそろえて、家庭訪問されながら努力されているということで、ある程度は安心するんですけれども、そこら辺が今後、医療全体の問題として病床をカットというのは進んでいくんで、説明のとおりこの50床はそのまま、現状のままでいくのかなというふうなことで私も思っております。私は考え方だけ言っただけで、答弁は要りません。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 1点だけ。こころの病院の最大の目的は、特に私の場合は、いわゆる措置入院の方が民間病院で受け入れられない。だから県立として、しっかり受け入れることができるということで、その意義は大きいと思うんです。

ところが、最近では、民間でも措置入院を受け入れる傾向がふえてきているということを聞いて、余り民間にいくと、こころの病院の位置づけが、何か必要性を、これを常に前面に言うことができなくなるんじゃないかという心配があるんですけども、措置入院をやっている他の民間病院が、この辺のちょっと状況というか、数字的にはどういうふうに増えているかということを……。

○清原総務経営課長 措置入院の患者につきましては、先ほど私が説明しました決算特別委員会説明資料の2ページの四角の箱の(1)の表の2段目が県全体となっておりますけども、県全体が27年度470人で、そのうち60人が当センターでした。27年度では、民間の明生病院が74人で、向陽台病院が68人ということで、こころの医療センターは3位ということでございました。ただ、今年度4月以降はまた当病院が、今のところ1位を維持してい

るところでございます。

○城下広作委員 ありがとうございました。 この表をみればわかるんですけど、要は、今 はこれでいいんですけど、措置のほうです ね、入院が、県立こころの病院もだんだん逆 にそれが下がって、ほかの分が上がるとなる と、もともと誰も診られないものを診るとい う前提で大きく理解をし、赤字であってもこ れは必要だということは言ってきているわけ ですから、ここはこちらのほうで受け入れす るというのをしっかり維持していくというこ とが大事な観点かなと思っており、そのこと を取り上げさせていただいた。

○濵元院長 今御指摘のとおり、民間の病院がスーパー救急を始めました。今県内では3つあるんですけれども、その3つの病院は、ある程度、スーパー救急を維持するためには措置入院を取らないといけないもんですから、その部分をこちらが取ってしまうというのもなかなかなというのが1つと、もう1つは、措置といっても幅がありますので、非常に扱いにくい人、言っちゃいけないかもしれないんですけど、ちょっと問題の多い人たちとかは回ってくる、最終的には回ってくることになります。

それと、県の病院としては、先ほど言われましたように対価が、スーパー救急がある程度お金がつくようになりましたので、お金がつけば患者さんを取ってくれると。県もそこのところはお金がつかないときからずっと取っていたわけで、経済的な、何といいますか、受け皿といいますか、どうにもならないところを受け取ったところだと思っております。長くなり済みません。

あともう1つは、医療観察法ができまして、その分野でもお金が高くなれば、そちらのほうに殺人の人たちとかは行ってしまうということで、うちの病院もセーフティーネッ

トの一番難しいところとかを、これから先ど うやっていくんだろうかというのがあるんで すけれども、ある程度の需要があるところ は、それをこちら側に取るということは、県 の施設としては特別、民間がやれるところは 民間にやっていただいて、あと今のところ、 子供の問題でも、実際にはいろんなレベルが ありますので、県立がもし引き受けるとすれ ば、ちょっと大変かな、ほかの病院では診ら れないかなという人たちを引き受けていくと いうことと、あと1つは、医療観察法でもど うしようもない人たち――どうしようもない というのは、治療にならなくて、年月を越え た人たちを、これから先は引き取っていくこ とに多分なりそうなんです。そういう役割を まだ持っていると思います。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 それぞれの御指摘があった ように、課長の御説明にもありましたよう に、法律で必置である、県が設置を義務づけ られている。なおかつ御説明にありましたよ うに、民間の医療機関ではなかなか受け入れ が難しいというような方々を受け入れるとい うことで、セーフティーネットという表現も あっております。

なかなか限られた条件の中で、繰り入れが多いじゃないかとか、あるいはもっともうけなさい、もっと費用を抑えなさいというつもりは、こういう限られた状況の中で精一杯やっていただいていると思っておりますので、そういうつもりはございませんが、その必置の部分で1点と、あと新しい試みですね、いろいろ考えていらっしゃる中で、1点ずつお伺いしたいと思います。

まず、縦の説明資料の3ページです。

2の新たなニーズに対応するための取組み というところで、(2)児童・思春期医療の積 極的推進の②のところで先ほど、延べ人数、 新患者数というのは、24年から大分年々ふえ てきている。

この冒頭に「発達障がいを含む」というふうな表現がありますが、この患者数の中のある程度、どれぐらいの割合なのか人数がわかりませんが、例えば発達障害児に関しては、県でも松橋の療育センターとか、まだまだ少ないとはいえ、民間でも発達障害のいろいろ診察でありますとか、療育をするというところも出てきているようでございます。

先ほど、院長の最後のほうの御説明にあったように、発達障害の中でも比較的程度が進んだというか、ちょっと難しいような方がこの中に入っているというか、年々全体にふえている中でも、発達障害児が外来として来られるというのも、確実にふえているという傾向にあるのでしょうか。

○清原総務経営課長 発達障害の子供さん方につきましては、委員がおっしゃったように、こども総合療育センターのほうでも診療しております。こども総合療育センターとこころの医療センターで一応協議をしまして、おおむね13歳から19歳、中学生以上ぐらいについては、こころの医療センターのほうで診療するということで、小学生以下の皆さんはこども総合療育センターが中心に診療をしている状況でございます。

あと、先ほど院長も申し上げました、非常 に民間病院でも対応が困難な子供さんとか も、うちのほうに紹介があって来られると か、そういう状況です。

○松田三郎委員 確認ですが、では、こども 総合療育センターと定期的にというか、あち らのほうで多分年齢の13歳から19歳とか、あ るいは程度によっては療育センターの外来で 受けていらっしゃる方が、紹介されてこっち に転院はあるということですね。 ○清原総務経営課長 おっしゃるような状況 になります。

○松田三郎委員 続けて。この横書きの27年 度決算説明資料というやつのこれを見ており まして、その10ページに九州の各県の例、詳 しく数字は見ておりませんけれども、冒頭、 法律で設置が義務づけられているというの は、以前からそういう法律も変わっていない でしょうからそのままだと思いますが、その 主体は、例えばこれは九州に限らず、他県で 以前ちょっと質問した経験もあるんですが、 例えば県の直営であるとか、あるいは長崎の 病院企業団、こういうのをつくって、あるい は福岡県は指定管理とか、欄外の注3に書い てあるように、若干、法律では設置を義務づ けられているというだけでなくて、どういう 主体がやるかというのは、多少幅があるのか なと思いますけれど、把握なさっているだけ の例で結構ですけど、他県の例で、例えば直 営でなくても、こういう形態で運営・経営を しているという例が幾つかあるならば、後で も結構ですけれど、教えていただければと思 います。

○清原総務経営課長 公設の精神科の病院が 全国で38ほどあると思いますけれども、その 中で、委員がおっしゃるように運営形態につ いては幾つかございまして、地方独立行政法 人で運営しているところが14団体・自治体ご ざいます。あと公設民営化、指定管理者にし てあるところが福岡県1団体というところ、 そのような状況でございます。

- ○松田三郎委員 38団体ということは、あれですか。各県一つ……。
- ○清原総務経営課長 38病院です。
- ○松田三郎委員 病院、全国で。ということ

は、各県には一つはないところもある……。

○清原総務経営課長 例えば、大分県とかは なく、他のところに委託みたいな形でされて いると思います。

○永井病院事業管理者 基本的に必置でございますが、例外的に協力病院という形で運営をされているところがあれば、一部認められているところがございます。しかし、それは永続的にそこでいいということではなくて、あくまでも例外的な形で認められているというふうに御理解いただければと思います。基本的には必置でございます。

- ○松田三郎委員 はい、いいです。
- ○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○松野明美委員 お聞きしたいことがありまして、松田委員と少しかぶってしまいますが、平成29年中に児童・思春期専用病床の開設予定ということをお聞きしました。やはり新しい患者さんもだんだんとふえてきているなというのは、この数字でわかりました。

ただ、発達障害を含むということも、私もちょっと気がかりになりまして、かなり専門性の高い医師の確保といいますか、養成が大事だなと思ったんですが、そのあたりというのは大丈夫といいますか、確保できそうですか。

○清原総務経営課長 現在、外来診療に当たっております医師については、東京都の病院に半年間研修に派遣して10月に帰ってきたんですけれども、あと病床開設に当たりましては、専門の医師の配置等が必要になりますので、それにつきましては熊本大学等にお願いをしているところでございます。何とか確保できるようにしたいと思います。

○松野明美委員 先ほどの説明にありました、こども総合療育センターとこころの医療センターがあるということで、小学生以下がこども総合療育センターですかね。13歳以上が、中学生以上がこころの医療センターのほうでなさるということで。この病棟の予定の見取図といいますか、予定の図を見ますと、13歳以上の女性と男性ということで、思春期の非常に難しい時期だなということを心配していまして、トイレが近かったりとか、おふろとかも、浴室とかの区切りといいますか、そういうあたりの気遣いといいますか、そういうあたりの気遣いといいますか、そういうところはちゃんとできているんでしょうか。

○清原総務経営課長 この思春期・専用病床の計画に当たりましては、既に先行されております他県の施設等も視察をいたしましたり、あるいは県内の向陽台病院さんとかも視察にいかせていただきまして、委員がおっしゃるように、確かに男女のところはきっちり明確に分けたほうがいいというふうなアドバイスもいただきましたので、そういうことも織り込んで整備していきたいと思っております。

○松野明美委員 非常に、発達障害でも、軽度の方から重度の方といろいろいらっしゃると思いますので、非常にここは手厚く、どんどんと安心してやっていけるようにやっていただきたいと思いますので、どうぞまたよろしくお願いします。

以上になります。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。 なければ、病院局の審査を終了いたします。

昼食のため、午後1時まで休憩をさせてい ただきたいと思います。

午後0時7分休憩

午後1時開議

○池田和貴委員長 それでは、委員会を再開 します。

午後は、警察本部、出納局及び各種委員会 等の審査を行います。

それではまず、警察本部の審査を行いま す。

執行部の説明を求めた後に、質疑を受けた いと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め るために、着座のままで簡潔にお願いしま す。

それでは、警察本部長から御挨拶をお願い いたします。

後藤警察本部長。

○後藤警察本部長 委員の皆様には、平素から、警察行政の各般にわたりまして、格別の 御理解と御支援を賜っておりますことに対し まして、厚く御礼を申し上げます。

今後とも、県警察といたしましては、予算 の適正かつ効果的な執行に留意しつつ、県民 の皆様の安全と安心の確保のために全力を尽 くしてまいる所存でございますので、引き続 き御理解と御支援を賜りますよう、よろしく お願いを申し上げます。

本日は、この後、決算の概要につきまして 警務部長のほうから、また、その詳細につき ましては会計課長から説明をさせますので、 よろしく御審議のほどお願いを申し上げま す。

以上でございます。

○池田和貴委員長 ありがとうございます。 次に、警務部長から決算概要の説明をお願 いします。

○森川警務部長 警務部長の森川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、警察本部の決算概要について御 説明いたします。

まず、決算概要の御説明に先立ちまして、 前年度の決算特別委員長報告における施策推 進上、改善または検討を要する事項等につき ましては、御指摘等ございませんでしたの で、ここに御報告いたします。

それでは、警察本部の平成27年度決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会説明資料1ページの平成27 年度歳入歳出決算総括表により御説明いたし ます。

まず、歳入についてでございますが、予算 現額31億5,321万円に対しまして、調定額31 億9,400万9,000円、収入済み額31億6,705万 3,000円で、調定額に対する収入率は99.2% となっております。

不納欠損額は1,340万9,000円で、このうち 1,323万6,000円が交通事故による交通情報板 損壊に係る損害賠償金の債権放棄によるもの でございます。

また、収入未済額は1,354万7,000円であり、その主なものは、放置違反金や交通事故による公用車の損害賠償金のほか、交番移転補償費に係る未収金でございます。

次に、歳出についてでございますが、予算 現額381億834万1,000円に対しまして、支出 済み額376億6,584万5,000円で、執行率は 98.8%となっております。

翌年度繰越額はございません。

不用額は4億4,249万6,000円となっており、その主なものは、職員給与費等人件費及び各事業実施後の執行残でございます。

以上が警察本部の平成27年度決算の概要で ございますが、詳細につきましては、会計課 長が説明いたしますので、御審議のほどよろ しくお願いいたします。

○池田和貴委員長 次に、会計課長から決算 資料の説明をお願いします。 ○木村会計課長 会計課長の木村でございま す。よろしくお願いいたします。

平成27年度決算資料の説明に先立ちまして、本年度、県監査委員による県警察本部への定期監査で御指摘を受けました5件について、その内容とその後の措置状況を御報告いたします。

御指摘を受けました件は、全て警察職員の 交通事故についてであります。

捜査第二課及び機動隊に対し「公用車の毀損額が大きい自損事故が1件発生している。」ことについて、機動捜査隊に対し「公用車の毀損額が大きく過失割合の高い物損事故が1件発生している。」ことについて、組織犯罪対策課及び生活環境課に対し、両所属とも「公用車の毀損額が大きく過失割合の高い物損事故が1件、人身事故が1件発生していること。」について、いずれも「職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、効果的な交通事故防止策を講じること。」という御指摘でありました。

県警では、職員の交通事故の防止を重要な 課題として認識しており、公用車交通事故防 止総合プランに基づき、組織を挙げて職員の 交通事故防止に取り組んでいるところでござ います。

今回の御指摘を受けました交通事故防止に対する措置としましては、幹部による交通事故防止に対する反復継続した指導、教養の実施、同乗者による速度監視、安全確認、車両誘導等運転者との連携の強化、監察官による交通事故等の当事者を対象とした招致指導及び運転技能訓練の実施、幹部による出発前の交通事故防止に対する注意喚起など、職員の交通安全意識の高揚及び交通事故防止対策に努めております。

今後も、全職員に対する各種施策を継続して行い、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故の絶無に万全を期してまいりま

す。

引き続きまして、平成27年度の歳入歳出決 算につきまして、お手元の平成28年度決算特 別委員会説明資料により御説明いたします。

まず、1ページ目の平成27年度歳入歳出決 算総括表に記載しております歳入、歳出それ ぞれに係る予算現額等につきましては、先ほ ど警務部長から報告がなされましたので、私 からは、2ページ以降の歳入に関する調べ及 び歳出に関する調べに基づき、具体的に内容 を御報告いたします。

なお、歳入に関する調べにおいては、備考欄に各項目ごとの処理件数等を、また、歳出に関する調べでは、不用額の内容等をそれぞれ記載しましたので、参照していただきたいと思います。

それではまず、歳入についてであります。 歳入の主なものとしましては、2ページから7ページの上から2段目にあります認知機 能検査手数料までの使用料及び手数料に関す るもので、収入全体のおよそ63%を占めております。中でも、3ページ最上段の自動車運 転免許証交付手数料が最も多く、使用料及び 手数料全体のおよそ41%を占めております。 使用料及び手数料に不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページの上から3段目から8ページの上から3段目の人権啓発活動委託金までが国庫支出金に関するものでございます。国庫支出金に不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、8ページから9ページをごらんくだ さい。

8ページの下から3段目から9ページの下から3段目の不用品売り払い収入までが財産収入に関するもので、財産収入に不納欠損額、収入未済額はございません。

9ページの下から2段目から11ページまで が諸収入に関するものでございます。

10ページをごらんください。

最上段の延滞金(放置違反金)、これに不納 欠損額2万9,000円及び2段目の放置違反金 に不納欠損額14万4,000円がありますが、こ れは、備考欄に記載しておりますとおり、時 効期間満了や違反者死亡による納付義務の消 滅によるものでございます。

また、最上段の延滞金(放置違反金)の収入 未済額16万2,000円と2段目の放置違反金の 収入未済額219万9,000円につきましては、い ずれも未払いによるものでございます。

次に、11ページをごらんください。

下から2段目の雑入の不納欠損額1,323万6,000円につきましては、交通事故による交通安全施設損壊に係る損害賠償金の消滅時効による債権の放棄によるものでございます。

また、収入未済額1,062万8,000円につきましては、9件の交通事故等による公用車の損壊に係る損害賠償金と交番移転補償費との合計金額でございます。

最下段の年度後返納の収入未済額55万 8,000円につきましては、恩給の過払いに伴 う未返納金でございます。

不納欠損及び収入未済の詳細につきまして は、後ほど附属資料の収入未済に関する調べ 及び不納欠損に関する調べで御説明いたしま す。

引き続きまして、12ページをごらんくださ い。

歳出についてでございます。

警察費総額では、予算現額380億6,709万4,000円に対し、支出済み額は376億4,203万9,000円であり、不用額は4億2,505万5,000円となっております。

不用額を生じた理由の主なものについて御 説明いたします。

まずは、中段、公安委員会費の欄をごらんください。

支出済み額は1,131万3,000円で、不用額の73万円は、公安委員に対する報酬が見込みより少なかったことに伴うものなどでございま

す。

次に、その下の警察本部費の欄をごらんく ださい。

支出済み額は313億5,125万円、不用額は1 億8,885万8,000円となっております。

不用額を生じた理由の主なものは、備考欄に記載しておりますとおり、退職者数が見込みより少なかったことに伴う退職手当の執行残が1億690万円余、職員給与や各種手当の実績が見込みより少なかったことに伴う執行残が3,380万円余、その他警察官の制服等の購入に係る入札に伴う執行残などが4,800万円余でございます。

続きまして、13ページをごらんください。 上段の装備費でございます。

支出済み額は4億7,752万7,000円、不用額は4,481万2,000円となっております。

不用額の主なものは、備考欄のとおり、ガ ソリン単価の下落に伴い、車両燃料費の執行 が見込みより少なかったことや、車両の修 繕、点検料等の節減に伴う執行残が3,680万 円余、その他大規模災害警備対策用の資機材 整備に要する経費の節減に伴う執行残などが 790万円余でございます。

次に、中段の警察施設費の欄をごらんください。

支出済み額は9億3,435万9,000円、不用額は5,862万4,000円となっております。

不用額の主なものは、備考欄のとおり、交番、駐在所等の整備事業の入札に伴う執行残が1,210万円余、(仮称)熊本合志警察署の造成工事の入札に伴う執行残が1,850万円余、その他庁舎清掃委託費等の入札に伴う執行残が2,790万円余でございます。

次に、下段の運転免許費の欄をごらんくだ さい。

支出済み額は10億4,479万2,000円、不用額は1,463万7,000円となっております。

不用額の主なものは、備考欄のとおり、高 齢者講習や認知機能検査などの受講者数が見 込みよりも少なかったことに伴う執行残が 620万円余、その他運転免許センターを運営 するための諸費用の節減等に伴う執行残が 840万円余でございます。

続きまして、14ページをごらんください。 上段、恩給及び退職年金費の欄をごらんく ださい。

不用額の49万5,000円は、恩給及び扶助料の支給が見込みより少なかったものでございます。

次に、下段から15ページまでの警察活動費 でございます。

支出済み額は37億5,602万1,000円、不用額は1億1,690万1,000円となっております。

備考欄をごらんください。

警察活動費の不用額の主なものについて、 上から順に御説明いたします。

なお、各項目ごとの金額は省略させていた だきます。

一般警察運営費での不用額は、活動用消耗 品購入等の経費節減に伴う執行残、その他備 品の購入に係る入札の執行残などでございま す。

生活安全警察運営費での不用額は、警察安全相談員等の日給支給実績が見込みより少なかったことによる人件費の執行残、次の地域警察運営費においても同様に、交番相談員等の日給支給実績が見込みより少なかったことによる人件費の執行残などでございます。

次の刑事警察運営費の不用額は、捜査資機 材の整備に係る入札の執行残など、交通警察 運営費の不用額は、交通管制システムの保守 業務委託に係る入札の執行残など、交通安全 施設費の不用額は、信号機、道路標識等、交 通安全施設整備に係る入札の執行残でござい ます。

16ページをごらんください。

昨年8月に荒尾市付近に上陸した台風15号による被害に係る警察災害復旧費でございます。

中段の警察施設災害復旧費における支出済み額は1,822万8,000円、不用額は1,366万6,000円、下段の交通安全施設災害復旧費における支出済み額は557万7,000円、不用額は377万6,000円となっており、いずれの不用額も復旧工事の入札に伴う執行残でございます。

以上が歳出に関する調べの説明でございます。

それでは、別にお配りしております平成28 年度決算特別委員会附属資料をごらんください。

1ページをごらんください。

平成27年度収入未済に関する調べでございます。

収入未済の内容でございますが、1の平成27年度歳入決算の状況のとおり、放置違反金の延滞金16万2,000円、放置違反金219万9,000円、また、雑入としまして、1,062万8,000円ございますのは、交通事故等による公用車損壊に係る損害賠償金172万8,000円、交番移転補償費890万円の合計でございます。

このうち、交番移転補償費890万円は、熊本市が施行する熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業に伴う山鹿警察署旧植木交番の移転補償費の一部でございます。

この移転補償費は、当初、平成27年度末の移転整備完了後、熊本市が納入する旨の契約でございました。その後、熊本市の協議により、履行期限を平成28年10月までとした変更契約を行いましたが、これに伴う収入調停の減額手続に不備があったため、平成27年度の未収金として計上することとなったものでございます。

この分の移転補償費につきましては、移転 整備も完了し、現在、納入手続を行っている ところでございます。

次に、過年度収入の年度後返納としまして、恩給の過払い金55万8,000円がございま

す。放置違反金を初めとする収入未済の解消につきましては、2ページの4にございます 未収金対策のとおり、債務者に対する電話催促や休日、夜間の訪問徴収を継続的に行うな ど、徹底した徴収促進に努めてまいりました。

今後も引き続き、未収金の早期回収に取り 組んでまいります。

次に、3ページをごらんください。

平成27年度不納欠損に関する調べでござい ます。

放置違反金に係る延滞金の不納欠損4件、 3万円、放置違反金の不納欠損10件、14万 4,000円でございます。

これは、地方税法第15条の7第5項に基づく死亡による納付義務の消滅及び地方自治法第236条第1項の規定に基づく消滅時効により債権が消滅したため、不納欠損処分を行ったものでございます。

次に、4ページをごらんください。

交通事故による交通安全施設損壊に係る損害賠償金の不納欠損1件、1,323万6,000円でございます。

この案件は、平成10年3月14日午前7時40分ころ、阿蘇郡南阿蘇村立野の国道57号線において、普通貨物自動車が道路外に逸脱する交通事故を起こし、交通情報板及び旅行時間計測端末装置等を損壊させ、その損害賠償金1,323万6,000円が未回収となっていたものであります。

債務者は法人であり、平成17年に銀行預金の差し押さえを行ったものの、徴収額は5,000円余りにとどまっており、その後も催促や資産状況調査を継続的に行ってまいりましたが、債務会社は登記上存在しているだけで、会社の実態はなく、営業も全く認められない、また、債務会社には不動産や動産もなく、差し押さえることができる財産がないとり状況から、昨年8月の消滅時効を機に、これ以上回収の見込みがないと判断し、債権

放棄の議案を昨年の9月定例県議会に上程 し、議決していただいたものでございます。

次に、5ページをごらんください。

平成27年度県有財産処分一覧表でございます。

天草警察署署員宿舎(志柿)跡地について、 売却を計画していたところ、当該宿舎跡地の 隣接地の所有者から、宿舎跡地が一般競争入 札により第三者が購入するに至った場合、当 方の土地への出入りに支障を来すことから、 宿舎跡地のうち必要最小限の土地を進入路と して購入したい旨の申し出があり、当該隣接 地の所有者に58万3,000円で売却したもので ございます。

次に、6ページをごらんください。

取得用地の未登記一覧表でございます。

先ほども御説明しました山鹿警察署植木交番につきましては、熊本市が施行する熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業の計画対象地となったことから、仮換地の指定がなされ、当該換地先に新たに交番を建設し移転したところでありますが、同交番の敷地については、土地区画整理事業の完了後に熊本市において土地の表示登記がなされる予定でございますので、現在未登記となっておるものでございます。

以上で警察本部の決算資料の説明を終わら せていただきます。御審議のほどよろしくお 願いいたします。

○池田和貴委員長 以上で警察本部の説明が 終わりましたので、これより質疑に入りま す。

質疑ありませんか。

○西岡勝成委員 高齢者の交通安全対策についてお尋ねをしたいと思いますが、15ページと16ページ、13ページもありますが、高齢化社会が急激に進む中で、認知症とかそういう――認知症、私の経験から言いますと、近く

によく、うちに出入りされる方、年も私と一緒ぐらいの方ですけれども、見る見る間に認知症の症状が出て、自損事故を結構起こされるので、私も心配になりまして、警察署にどういう対応をしたらいいかという相談に行きました。

幸いにして、その方は、田舎ですから、そ れぞれ話を聞いて、免許証を返納された。も うそれで私も安心をしたんですが、なかな か、田舎はそういうふうで人間関係が深くあ りますから、そういう事例ができると思うん ですけれども、なかなか都市部においては、 そういうことができなくて、ついつい高速道 路を逆走したり、いろいろな事件、事故に発 展する機会が多いと思いますけれども、これ からの高齢化社会における、そういう認知症 も含めて免許証の――まあ半分近くはもちろ ん年を取って乗りますけれども、発見の仕方 は非常に難しいと思いますけれども、これ、 きめ細かにやっていかないと大きな事故につ ながりかねない事態が発生すると思うんです けれども、その辺の対策について、それぞれ 予算もこれ確保しようと予算をつけてありま すけれども、その辺の対応についてお尋ねい たします。

〇田中生活安全企画課長 現在、交通部と生安部におきまして、高齢者とか女性、子供に対します犯罪抑止、またはその交通安全教育的なもので個別訪問を主体としまして、非常勤職員6名、それと一般企業から18名を委託しまして、それで、今県下に6個班を編成しまして、高齢者宅の個別訪問等を実施して、そのような認知症の対策、または安全教育を受けられない高齢者の方への安全教育、または防犯対策とかそういうのを含めて、現在実施しているところでございます。

○西岡勝成委員 各警察署ぐらいにそういう もちろん担当者はいらっしゃると思うんです けれども、もう見て完全にわかるんですね。 事故でたびたび自分の車をやったり、人身事 故につながってないからいいものの、そうい う状況の人がやっぱり高齢化社会の中で多く 見られるケースが私はふえてくると思うんで すね。

そういう中で、やっぱり各警察署にそういう――私の場合、警察署長に相談に行って、快くいろいろなことを相談に乗ってもらったんですけれども、そういう窓口をつくっていただいて広報をしていただいておくと、いろいろな相談もしやすくなると思いますので、その辺高齢化社会が急激に進んでいるし、認知症の数もふえてきています。なかなか、わからないんですね。もうぱあっとこの半年ぐらいの間に、急激にその認知症というのは見えてくる場合があるので、本当に人身事故の前に、私の場合はよかったんですが、そういう窓口を広げてもらうような体制づくりをぜひお願いしておきたいと思います。

○奥田交通部長 現状では、警察署において、その種の相談は承っております。また、運転免許センターでも、専門職の方に看護師さん等に認知症に係る運転免許の更新については御相談を受けたり、実績としても、御家族とか、御親族とか、あるいは御近所の方からの、本人が認知症ではないか、大丈夫かというような御相談、また、一方で警察が取り扱う交通事故とか交通違反の過程においても、また、巡回連絡等、交通以外の目的で高齢者の方と接した場合も、そのような認知症の発見に努める御相談を進めるようにいたしております。警察署の窓口については、引き続き広報を尽くすようにいたしたいと思います。

○西岡勝成委員 取った免許を返すというのは、なかなか勇気の要ることではございますので、ぜひサイドからの御協力をよろしくお

願いいたします。

〇岩中伸司委員 高齢化がどんどん進んでいる中で、今の関連ですけれども、これの前年度のやつだろうと思いますが、それを見れば、発生件数も少なくなって、死傷者数も少なくなっているということの報告が成果の部分で出されているんですが、その辺はやっぱり、これでは7警察署でいろんなことをやったということが書かれてますけれども、傾向としては、去年と比べれば少なくなっているけれども、一昨年、昨年か、こういう流れでいけば、高齢者の事故、死傷者というのはどんな状況ですかね。

○田中生活安全企画課長 今委員がおっしゃったとおり、高齢者の交通事故の死者につきましては、本年は、現在までで、昨年よりも14名の方が少なくなっています。昨日現在なんですけれども、死亡事故は53件、53人の方が亡くなっているんですけれども、そのうち29人の方が65歳以上の高齢者で54.7%でございまして、昨年は大体70%弱が高齢者が占めていたというような状況だったんですけれども、高齢者の死者については、現在昨年よりも大分減ってきていると。

〇岩中伸司委員 この資料でも少なくなっている具体的な数字が出されていますけれども、これは、1つは警察のいろんな指導やチェックがあるからと思うんですが、もう1つは、みずから免許証を放棄していくというような人もふえているのかな。高齢化がどんどん進んでいる中で、逆に交通事故が少なくなっているということが、非常に一般的に見れば矛盾をしているような感じがしますが、これは警察の努力ですかね。

〇田中生活安全企画課長 今おっしゃったと おりに、高齢化率がどんどん今上昇している 中で、高齢者事故については現在減少しているという。

やっぱり1つは、こういう安全教育的なものが、体系的な安全教育等、そういった形で 長年やってきたのがだんだん浸透してきている、またはそういった交通事故を抑止するい ろんな要素がどんどん発展してきた、そういうのも相まって、こういった死亡事故が減ってきたのかなと。

また、いろんな形で警察も一生懸命やっていますが、一緒に自治体の方とかその高齢者に対するアドバイスをしていただく方、そういった方と連携を強化して、こういった対策をやってきたのが実を結んできたのかなというふうに感じているところでございます。

○岩中伸司委員 私も67で高齢者ですので、 これから十分注意をしていきたいと。 ありがとうございました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 監査で指摘された1番と5番の自損事故ということで、ちょっとこの自損事故の内容をもう少し、どういう自損事故だったのか、そして金額がどのくらいかかったのかというのをちょっと。

○松岡首席監察官 今回は、7件の交通事故 の指摘がございまして、その中で、自損事故 というのが3件、今私の手元の資料では3件 というふうに認知しております。

1件目が捜査二課が指摘された事故で、これは駐車場で徐行中に前方の街灯が逆光で見えなかったということで、その逆光の街灯に衝突したということです。これは、公用車の毀損額が64万8,000円ほどかかっております。

それと、生活環境課、これ信号機のない見 通しの悪い交差点を左折中に左方向に寄り過 ぎたために、内輪差により車両の左側部が縁 石に衝突したものということで、これが15万 5,000円でございます。

それと、警察本部機動隊隊員が、当該車両の燃料を補給するために、給油所前の交差点を右折転回した際に、右後方の安全不確認によりまして車両の右部を中央分離帯のコンクリートブロックに衝突させたという、これで19万5,000円。

いずれも本当に、安全不確認、もしくは不注意、そういうふうな事故で大変遺憾に思うところでございます。その辺の指導も今後はやってまいらないかぬというふうに考えているところでございます。

○城下広作委員 そう言っていただければ、 そのとおりだと思います。

我々も、自分の車をこうやって打ち当てると、大変大きな損をして、大きい出費になって、痛手をこうむると。ましてや警察の車ですから、周りが見とるとちょっと恥ずかしいですもんね、やっぱりこれ。

これはちょっとやっぱり、ある意味では用心をしていただくといいますか、監査でも当然指摘されていますので、やっぱり慎重に運転の部分を――なかなか、若い人たちが余り車好きじゃないから、車の未熟な人が多いということをいろいろ聞くんですけれども、それはそれとして、やっぱり大事な犯人追跡とかいろんな形で頑張っていただいとるし、1時間でも早く現場にぱっと出動するとか、そういう機会が多いですから、ぜひ用心をしていただきたいと思います。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○小杉直委員 殉難警察官の慰霊祭は、毎年 警察学校で行っておりますが、地震被害で利 用できないというので、きのうはテルサでや っておりますが、きちんと無事に終わられて 御苦労さんでございました。

質問ですが、13ページ、せっかくですか ら、ちょっとお尋ねしときます。

13ページの熊本合志警察署、仮称のことと それから氷川機動センターの整備事業のこと が載っておりますが、この両事業は大体進捗 状況はいかがでございますか。

○木村会計課長 御質問の、まず仮称熊本合志警察署のほうからお答えをいたしますが、現在の進捗状況は、建築及び機械設備、電気設備の3事業ともに業者との契約が整いまして、現在、現地において仮設の工事事務所を建てておるというところでございます。工事事務所ができましたら、工事に順次取りかかるというところでございまして、30年の2月末日の竣工を目指して工事に着手をしているという状況でございます。

それから、氷川機動センターのほうでございますけれども、氷川機動センターにつきましても、建築、電気、機械、それぞれの業者と契約をできておりますけれども、ここにつきましては、遺物、遺構ということで埋蔵文化財の確認調査を現在やっておりまして、その結果を待っているという状況でございます。それで、当初の予定よりも若干おくれておるというところでございます。

以上でございます。

○小杉直委員 なら、熊本合志警察署、仮称 のほうは、順調に計画どおりにいっておると いうことと、氷川の機動センターが文化財調 査でちょっとおくれとるということですね。

○木村会計課長 はい。

○小杉直委員 なら最後に、15ページ、危険 ドラッグ等薬物対策強化を予算執行してあり ますが、最近こそ少のうなりましたが、県外 では大きなやっぱり事案を発生させた危険ド ラッグですが、熊本はこのころはまだあった かなかったか知りませんが、熊本の危険ドラ ッグを取り扱う店舗の状況は最近はいかがで すか。

○内田組織犯罪対策課長 危険ドラッグは、 毒性、依存性が強く、最悪の場合は死亡する ケースもあり、非常に危険な薬物でありま す。

当然、その影響下での自動車の運転は極めて危険性が高く、現に、平成26年中、本県においては、危険ドラッグの影響による交通事故が2件発生しています。

平成26年以降、交通事故を起こした運転手 や危険ドラッグの所持者、販売者など15人を 検挙しております。

なお、平成26年11月には、県内で唯一把握 していた販売店舗の閉店を確認しており、そ の後現在まで県内における販売店の開設は確 認しておりません。

今後も、衛生主管部局などと連携しつつ、 危険ドラッグの根絶のため、各種施策を推進 していきます。

○小杉直委員 わかりました。また行政の担 当部局とも連携をとられながら、危険ドラッ グの販売店が進出しないように、引き続きの 取り締まりをよろしくお願いしときます。 以上です。

〇山口裕副委員長 済みません、13ページの、先ほど小杉先生からも質問があった施設整備についてちょっとお尋ねいたしますが、私も、県議になりまして10年見させていただいて、皆さんも予算の中でしっかりと施設整備に取り組んでおられるのかなと思っております。

そういった中で、4月に発生した熊本地震においては、例えば視察させていただいた御船署の被災の状況であったりとか、そういっ

た現場も見させていただいた中で、やはり今後は、今も警察内部では施設整備に向けて計画的に取り組んでいらっしゃると思いますけれども、今後は、やはり捜査権を担う警察の拠点としての役割が本当に上がったんじゃないか、重要度が高まったんじゃないかというふうに感じておって、これは公表しつつ計画的に進めるべき、警察署の施設整備については進めるべき事柄ではないかと痛感するところです。

そういった今後の施設整備に対する県民の 理解も必要ですし、そしてまた県行政のほう の理解もいただきながら進めるためには、や っぱり計画を公表して、今後の施設整備に挑 むという方向でやっていただきたいと思いま すが、その見解をお尋ねします。

○森川警務部長 警務部長でございます。

ただいまの委員御指摘のとおり、今回の熊本地震を踏まえまして、各警察署を初めとした警察施設の防災拠点としての重要性というものは一段と高まったところでありまして、かつ県民の皆様にもそのような認識が高まっているところではないかと我々も思っております。

御指摘のとおり、施設の整備は計画的に我々も最重要課題として取り組んでおりますけれども、予算当局も含めまして、また管轄地域の住民の御理解も得ながら進めていく必要があると思いますので、適宜、公表、公開のもとに、きちんと必要な整備を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○山口裕副委員長 適宜、公表、公開なんですけれども、それで、じゃあ地域の安心感というか保てるとは、到底ちょっと私は感じることができないんですよね。

例えば、私の管内の上天草市も老朽化して おります。そしてまた、近傍の天草署に至っ ても厳しい状況ではないかなと思っておりま す。そしてまた、宇城署についても、そんなに新しくない状況でありまして、そういうことを考えますと、やっぱりここは計画性を持ってやっていただくということを県に対して訴えれば、我々も応援できる形になるんじゃないかなと思っておりますので、もうここはちょっとこれまでの考え方を変えて取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

〇岩中伸司委員 説明資料の15ページです ね。

刑事警察運営費の暴力団総合対策の推進で6,000万超ありますけれども、暴力団対策ですね。資料によると、県下に約790人、これだけいるということですが、この暴力団対策費というのも、これは年々ふえてきているんですかね。どういう感じなのか。

○吉長刑事部長 まず、一般的な県内の暴力 団情勢から申し上げますと、現在、24団体の 約600人をこれは警察が認定している状況で あります。

組織数及び構成員数については、年次減少してきている状況にありまして、これが真に暴力団勢力の弱体化を示すものなのか、あるいは偽装破門などのいわゆる地下に潜った形が把握できないのか、非常に暴力団の、まず認定作業について、不透明、困難を強いている状況にございます。

次に、暴力団総合対策費でございますが、 毎年ふえているか減っているかという御質問 でございますが、この中には、例えば暴力団 の山口組と神戸山口組の対立抗争事件が発生 しておりまして、いわゆる桜町では拳銃の撃 ち込み事案も発生しております。

このような事案を踏まえまして、緊急に保護すべき対象に対する防犯カメラの補正予算の取得など、その都度必要に応じて予算づけをしていただいているほか、いわゆる繁華街

を暴力団排除地域ということで指定させていただきまして、いわゆる標章を店舗に掲示した店には暴力団立入禁止にしておりますが、この標章事務に従事する非常勤の職員の手当ですとか、あるいは暴力追放センターが行います暴追講習に対する職員の手当ですとか、いわゆるハード面とソフト面、両方からこの暴力団対策費というのは構成させていただいている状況にございます。

〇岩中伸司委員 呼び方、この団体が暴力団 という呼び方そのものが、そういうのがこの 世の中に存在していることそのものがおかし いのであって、早目にやっぱりゼロにせない かぬなと。

しかし、今お伺いすれば、減っていると。 さっきの資料でいけば790、今は600人程度と いう暴力団員ですね。ただ、それがきちっと 把握してない部分も地下浸透があるかもしれ ぬけれども、大変恐ろしいなというふうな思 いで県民はいると思いますので、これはやっ ぱり暴力と、国を挙げてやるのはいいけど、 暴力団というそういう名称が、この世の中に 堂々とまかり通っていることがやっぱり大問 題だなと思うんですね。この辺、ぜひしっか り……。

○吉長刑事部長 もともと暴力団対策法というのが法律として制定されました。ここで初めて暴力団というのが社会的に成熟した言葉として成立したわけでありまして、その流れを組んで、本県におきましても、たしか平成22年と思いますが、暴力団排除条例をつくらせていただきました。

確かに、委員御指摘のとおり、この暴力団が存在すること自体あってはならないことでありますけれども、現に存在する以上、各種法令を適用し、また、取り締まりによってこれらを解体していくのが我々の使命でありますし、そういう意味におきましては、以前の

警察対暴力団という構図から社会全体対暴力 団という構図に変わっておりますので、県民 の方々の安全を守りつつ、取り締まりによっ てさらなる弱体化に努めてまいりたいという ふうに思っておりますし、山口組と神戸山口 組の対立抗争事件も、本県においては、さし たる兆候事案はございませんが、全国的には 大きな事案も発生しております。 通学路等の 安全確認、いわゆる暴力団組事務所周辺にも 住民の方々がいらっしゃいます。この方々の 安全を考えながら、取り締まりを今後とも継 続してまいりたいというふうに考えておりま す。

○岩中伸司委員はい、わかりました。

○池田和貴委員長 よろしゅうございます か。そのほかございませんか。

○松田三郎委員 先ほど山口副委員長の御質 問に関連しまして、そのとき言えばよかった んでしょうけれども、警察署は、県内でも当 然やっぱりかなり古くなって老朽化している 建物が結構あるでしょうし、手狭になったと ころもあるでしょうし、また、市町村の合併 とかで管轄も変わって、場所とかいろいろ変 化もあるだろうと思います。

きょうは信号のことは申し上げませんが、信号と似たような話で、さっきおっしゃった優先順位が警察内部でもあるんだと思います。予算の都合で、例えば1つか2つか、ここは改修なりしたいというような、その優先順位を――先ほど、副委員長は、公表じゃありませんが、計画を立ててということでしたけれども、少なくとも内部でのこの優先順位を考える場合、単純に築年数とか老朽度合いだけなのか。

さっき言いましたように、ちょっと人口が ふえて、それの割にはこの警察署の面積がち ょっと狭いとか、あるいは人口がふえて周辺 の管轄の人口云々とか、そういうのも幾つか あって優先順位が決まるのか、申し上げまし たように、基本的には単純に老朽度合いで決 めるのかというのをちょっと教えていただけ ば。

○木村会計課長 委員御指摘のことにつきま しては、警察本部としましては、当然警察署 の整備計画というのを持っておりますけれど も、これが古い順番から建てかえというばか りではなくて、例えば今度阿蘇警察署を建て かえるということで計画をして用地取得費も いただいておりますけれども、ここにつきま しては2度ほど水害に警察署自体が遭ったと いうこともございまして、警察署の今の位置 ではいけないということで建てかえるという ことでございますし、東警察署を建てかえて もおりますけれども、ここも管轄区域の人口 増に伴う警察署員の増加に警察署のキャパ自 体が追いついていないと、別館を建ててもも ういっぱいいっぱいということでございまし たので、順番を繰り上げて建てかえたという こともございますので、そういったいろんな 治安情勢を加味しまして建てかえをやってい くという状況でございます。

○松田三郎委員 決算委員会ですので、私の 地元の多良木警察署が何番目ですかとか聞く つもりはございませんが、かなり県内でも高 いのか低いのかわかりませんけれども、老朽 度合いは、さっき上天草の話が出ましたけれ ども、どこにも負けないぐらい古くて狭いと ころには自信を持っておりますので、ちょっ とずつ上げていただくというような話は決算 委員会ではいたしませんが、どうぞよろしく お願いしたいと。

もう1点いいですか。

○池田和貴委員長 はい、どうぞ。

○松田三郎委員 警務部長はお詳しいと思いますけれども、毎回決算等でも議論になるところですが、職員数、我々も認識をいたしておりますが、少なくとも九州内でも人口に対する警察職員の数、負担人口、要は少ない人数で人口の割には頑張っていただいているというのは大変評価をしているところでございます。そういう評価もあって、県議会としても何年に一回かは増員の国に対する意見書を出しているところでございます。

ちょっと確認したいのは、通常、知事部局の職員の場合は、条例なりなんなり上限なりあって、ある程度判断でふやしていけるんでしょうけれども、警察の場合は、警察庁の許可といいますか、全国で何人ふやしますと、その中で熊本県警察には何人ですよというようなことになっているように思いますけれども、それはやっぱり警察庁というか国のほうから、人件費の一部とか、交付税なのか、そういうのがあるから、あるいは法律の仕組みがそうなっているからなかなか県独自の判断ではふやせないということなんですかね。その理由といいますか、仕組みといいますか、本部長お詳しいですが。

○後藤警察本部長 警察官の定員につきましては、警察法施行令、これは政令でございますが、そこで各都道府県警察の定員というのが明確に定められております。これは、政令定員と我々呼んでおりますけれども、この範囲で地方交付税で措置をされるということでございます。

他方、実は本県でも、そういった政令定員よりも、若干、県独自の――条例定員と呼んでおりますけれども、これは若干多くなっております。これは、過去、交通巡視員とか、あるいは少年補導を任務とする婦人警察員という警察官以外のいわば一般職員として女性職員を採用した経緯があったんですけれども、これを警察官のほうに身分がえをして、

それをそのまま国の政令定員よりも若干その 分上乗せで条例定員を定めていただいており ます。

ただ、国の政令定員を上回る分につきましては、県単ということになりますので、県持ち出し分ということになるところでございまして、基本的には、どの都道府県警察においても、その県単部分というのは、かつてそういった交通巡視員だったものを警察官に切りかえた分だけを上乗せで県単としていいということでございます。

ただ、結論的に申し上げますと、県単をどれだけ厚くするか、県の裁量に任されておりますので、国の交付税の担保がありませんけれども、県で独自に定数をふやすことは幾らでも可能でございます。

○松田三郎委員 幾らでも可能というのはわかりましたけれども、政令というのは、じゃあ当然全国でも人口の変動があるでしょうから、それに合わせて決められるということであるならば、政令自体も毎年定期的に何か変更があるということですか。

○後藤警察本部長 まさに政令定員につきましても、平成14年以降、それまではしばらく 政令定数を増員することはなかったんです が、それ以降、ほぼ毎年のように政令定数を ふやしている状況でございます。

それで、実は、この数年で言いますと、3 カ年計画というのがございまして、平成27年 度、28年度、29年度、3カ年計画で警察庁が 総務省に対して政令定数をふやす、そういう 枠をとっておりまして、来年度が最終年度と いうことになっております。

今、私も実は来週ちょっと上京をして、副 知事とともに、その辺の政令定数の熊本県計 画の増員について要望してまいるところでご ざいます。 ○松田三郎委員 わかりました。参考まで に、政令定数というのは、熊本県警察の場 合、何名。

○熊川警務課長 政令定員につきましては、 3,025人でございます。

それから、今本部長もおっしゃられましたように、67名の元婦人警察員、それから交通 巡視員、67名を含めますと3,092人が条例で 定められた定員ということでございます。

○松田三郎委員 わかりました。なかなか、 県単独でふやすというのは、本部長のお話の ように厳しい部分もあるでしょうけれども、 おっしゃったように、随時我々が意見書を出 して、ある程度認めていただいているとはい え、まだまだ他県に比べると非常に少ない職 員数で頑張っていただいているわけでしょう から、共同歩調をとりながら、我々も協力し たいと思いますので。

以上です。

- ○池田和貴委員長 ほかにございませんか。
- ○小杉直委員 関連して。

山口副委員長、松田委員から、施設の問題とか人員の問題があったですたいな。

木村課長、要望しときます。

結局、私が承知しとるだけでも、警察署も、派出所も、駐在所も――今交番と言うですが、耐用年数が来とる建物は多数あるですな。だから、できるだけ耐用年数が来ておる、老朽化しておるところは建て直したいというのが、もう治安拠点として重要なことですたいね。

もう一方では、人員も、結局、九州で一番 県民負担人口が多い熊本県ですね。よその県 警は1人当たり450人ぐらいでしょうけれど も、熊本県警は600人受け持っておると。3 交代制で考えるならば、1,800人は1人の警 察官が持っとるということですな。

そう言いながら、一方では県の予算の5% 弱が県警の予算でしょう。その中の大半が人 件費ですたいな。人件費以外の残った予算の 中で、その人員の県費の問題とか建物の県費 の問題が出てくるわけですが、このお2人か ら貴重な意見があったわけですので、しっか り遠慮なし、今後要望活動を続けていただき ますように要望しときます。要望です。

○城下広作委員 全く角度が違う話。3ページの分で、数字の理解をどう考えるか。

風俗営業許可申請、性風俗営業開始届け出等の手数料、この件数が1万2,000とあるんですけれども、毎年というか、ただずっと営業している部分が毎年更新するという件数をどう捉えればいいんですか。これちょっと見方がよくわかりません。多いなと思って、数字が。

○木村会計課長 ちょっと具体的なことです ので、しばらくちょっとお時間欲しいんです けれども。

委員の御質問の件につきましては、風俗営業関係の、例えばパチンコでありますとかの許可申請料でございまして、1万2,000円から、高いものでは2万4,000円とか、申請の内容によって金額まちまちでございますけれども、昨年これだけの件数の申請があったということでございます。

○城下広作委員 この文から見ると、単純に 風俗営業許可申請、風俗ってパチンコもある ということは、当然あるんだけれども、性風 俗営業開始届け出というのが1万2,000て、 えらい多かなというふうに単純に思うものだ から、その数字の理解をどう見きわめていい のかなという質問です。(「新台の入れかえ」 と呼ぶ者あり) 新台の台数、そう言えばわか るんだよな。どうなの。 ○木村会計課長 パチンコの新台入れかえ等で、1台1台が申請の件数になりますので、 多いということになります。

○城下広作委員 要は、だから私は、店舗数とかそういう感じでばっと読み取れるものだから、いわゆるパチンコが新台オープンすると、1台1台がカウントされて、それが申請になるということで、この数が多いということですね。それで理解しました。

続けて、もう1点よろしいですか。

○池田和貴委員長 どうぞ。

○城下広作委員 例えば、多分これは、いわゆる落とし物というか、現金の落とし物は、これ拾得物ですね。この金額が、ここで言うと何ページだったかな。2,000万か、幾らぐらいあるんですかね。

要するに、毎年の現金の落とし物ですよ。 あれはどのくらいあって、実際には誰も取り にこぬという形の金額の分がどこかにありま したね。(「11ページですね」と呼ぶ者あり) そう、11ページの分ですね。保管金あるでし よう。保管金の期満後の収入というんですか ね。大体固まりとして、例えば100万落とし とるとか、小銭で、ずっと累計になっておる というのは、大体どういう特徴がある、ちょ っと。100万落としとるとか、1万1万が小 刻みにいっぱいあって、何件も件数になって という、この辺の特徴の分をちょっと。取り にきとらぬごだるけんね。

○木村会計課長 この保管金期満後収入につきましては、備考欄に書いてございますけれども、落とし主が判明しないということで収入ということですけれども、これほとんどが現金ということでございます。

○城下広作委員 大口で落とし物されるのは、どのくらいの人がいるとでしょうね。極端にどのくらい。(「いいですか、後日で」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。 なければ、これで警察本部の審査を終了い たします。

ここで、説明員の入れかえのため、2時10 分まで休憩をさせていただきます。

午後2時5分休憩

午後2時13分開議

○池田和貴委員長 それでは、委員会を再開 いたします。

再開する前に、先ほどの警察本部の中で1 件説明がございましたが、それが終わった後 訂正が入りましたので、少し御説明をしたい と思います。

城下委員のほうから御質問がございました、風俗営業関係手数料の件数が1万2,141件で多かったということでございました。これ先ほどの説明の中で、パチンコ台の入れかえのときに1台を1件とするということでありましたが、実際は、100台あろうと、10台あろうと、1件は1件として数えるそうでございます。ただ、それでもやはりパチンコの台の入れかえがかなりの件数を占めるという説明がございましたので、一応冒頭そのことをつけ加えさせていただきたいと思います。

それでは、これより出納局及び各種委員会 等の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査 委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局 の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受 けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め るために、着座のままで簡潔にお願いしま す。

それではまず、会計管理者から出納局の決

算概要の説明をお願いいたします。 出田会計管理者。

〇出田会計管理者 会計管理者でございま す。どうぞよろしくお願い申し上げます。

出納局の平成27年度の決算概要について御 説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料、出納局 と書いてございますけれども、1ページの歳 入歳出決算総括表により概要を御説明いたし ます。

当局では、一般会計及び収入証紙特別会計 の2会計を所管しております。

まず、歳入の決算状況でございますが、一般会計の収入済み額は1億8,300万円余、収入証紙特別会計の収入済み額は29億7,600万円余で、ともに不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出の決算状況でございますが、一般会計の予算現額5億7,500万円余に対しまして、支出済み額は5億5,100万円余で、不用額が2,300万円余となっております。

不用額の主なものは、人件費や事務費の執 行残でございます。

また、収入証紙特別会計の予算現額29億円に対しまして、支出済み額は27億4,200万円余で、不用額が1億5,700万円余となっております。

不用額は、収入証紙特別会計において、収入証紙による手数料等収入が見込み額を下回ったことに伴う一般会計繰出金の執行残でございます。

以上が平成27年度決算の概要でございます が、詳細につきましては、各課長が御説明い たします。よろしく御審議いただきますよう お願い申し上げます。

○池田和貴委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○瀬戸会計課長 会計課長でございます。よ ろしくお願いいたします。

まず、本年度の定期監査におきまして、出納局会計課、管理調達課、両課とも指摘事項はございません。

続きまして、会計課の決算につきまして御 説明申し上げます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございます。

諸収入の県預金利子につきましては、不納 欠損額、収入未済額はございません。

県預金利子の収入済み額1億7,200万円余 は、歳計現金の運用に伴う利子収入でござい ます。

なお、会計課におきましては、歳計現金のほか、基金も合わせまして、一括して資金運用をしておりまして、この資料におきましては、全体額としての記載はしておりませんけれども、年度全体で、9億3,000万円余の利子収入がございました。

差し引き、こちらに記載しております1億7,200万円との差、7億5,800万円余につきましては、これまで御審議をいただいております各課の基金等の運用に係る収入として、それぞれの所管課に配分をいたしておるところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

2段目の一般管理費につきましては、人件 費でございます。

不用額は17万円余、主に職員手当の執行残 でございます。

3段目の会計管理費は、主に財務会計システムの維持管理経費でございまして、不用額は1,800万円余、経費節減に伴う執行残でございます。

一番下段の利子につきましては、支払いに 要する歳計現金が一時的に不足した際の一時 借り入れに伴う支払い利子でございます。ま た、不用額350万円余につきましては、一時借り入れが見込みを下回ったことによるものでございます。

4ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計でございます。

県への許認可等申請に当たりまして、証紙による収入方法をとっている約758種類の使用料、手数料等の収入につきまして、会計課で特別会計による一元管理しているものでございます。

制度といたしましては、県が作成いたしました証紙を、あらかじめ、証紙売りさばき人 現在79団体ございますが、に販売しておきまして、許認可の申請の方、県民の方、あるいは業者さんの方でございますが、この売りさばき人から所要の証紙を購入し、申請書に貼付をしまして申請手続を行う、そういう制度になっております。

まず、歳入につきましては、収入済み額は、証紙売りさばき人への証紙の販売収入27億4,700万円余及び前年度からの繰越金2億2,900万円余でございます。

不納欠損額、収入未済額はございません。 上段の証紙収入の予算現額と収入済み額と の差7,600万円余につきましては、証紙売り さばき人への販売額が見込みを上回ったこと によるものでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。 収入証紙特別会計の歳出でございます。

支出済み額は27億4,200万円余でございまして、許認可等申請に伴う手数料として、申請に基づき、関係所属に配分、一般会計のほうに繰り出すという形で、したものでございます。

不用額1億5,700万円余につきましては、 申請実績が見込みを下回ったことによるもの でございます。

会計課は以上でございます。よろしく御審 議のほどお願いいたします。 ○石川管理調達課長 管理調達課の石川でご ざいます。よろしくお願いいたします。

管理調達課の決算につきまして御説明申し 上げます。

出納局説明資料の6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございますが、 いずれも不納欠損額、収入未済額はございま せん。

上段の財産収入でございますが、収入済み額は464万円余で、左側の予算現額に対しまして307万円余の増加となっております。

これは、コピー用紙等の不用紙を売却する際の売却の単価並びにその排出量が予定よりも大幅に上回ったことによるものでございます。

続きまして、下段の諸収入でございますが、収入済み額は575万円余で、予算現額よりも33万円ほど少なくなっております。

これは、県並びに県内15の市町村で共同利用しております電子入札システムの市町村からの負担金が予定よりも若干下がったためということでございます。

続きまして、7ページをお願いいたしま す。

一般会計の歳出についてでございます。

2段目の一般管理費の不用額は7万円余で、これは主に職員手当等の執行残でございます。

次に、3段目の会計管理費の不用額は196 万円余で、これは主に先ほど御説明いたしま した電子入札システムの管理委託料の執行残 でございます。

管理調達課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○池田和貴委員長 次に、人事委員会事務局 長から決算概要と資料の説明をお願いいたし ます。 ○山口事務局長 人事委員会事務局でござい ます。よろしくお願いいたします。

決算特別委員会説明資料、人事委員会事務 局の資料をお願いしたいと思います。

説明資料2ページをお開きいただきますでしょうか。

歳入に関する調べでございます。

諸収入の収入済み額が179万8,000円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページ、歳出に関する調べでございます。

支出済み額が1億6,470万1,000円で、翌年 度への繰り越しはありません。

なお、不用額617万1,000円は、主に職員採 用試験の効率的な実施に努めたことによる執 行残でございます。

なお、定期監査における公表事項はござい ません。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

- ○池田和貴委員長 次に、監査委員事務局長 から決算概要と資料の説明をお願いします。
- ○高山事務局長 監査委員事務局の高山でご ざいます。よろしくお願いいたします。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきまして、お 手元の監査委員事務局説明資料に基づき説明 いたします。

1ページをお願いいたします。

左側の欄の歳入につきましては、該当ございません。

右側、歳出につきましては、次の2ページで説明させていただきたいと思います。

2ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済み額が、中段の委員費で2,191万円余、下段の事務局費で1億7,104万円余となっております。

内訳は、監査委員と事務局職員の人件費、

そして事務費でございます。

また、不用額の委員費54万円につきましては、人件費の執行残、事務局費の384万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

- ○池田和貴委員長 次に、労働委員会事務局 長から決算概要と資料の説明をお願いしま す。
- ○白濵事務局長 労働委員会の白濵でござい ます。

決算の概要につきまして、労働委員会事務 局分の説明資料により御説明申し上げます。

説明資料の2ページ、歳入に関する調べを お願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額及び収入 未済額はございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、支出済み額は1億716万3,000円でございます。

内訳は、委員会費が、委員報酬の2,369万3,000円、事務局費が、事務局職員の人件費及び事務局運営費の8,347万円でございます。

不用額が407万8,000円ございますが、内訳は、委員会費が、委員報酬の執行残207万6,000円、事務局費が、職員給与費及び事務局運営費の執行残200万2,000円でございます。

なお、定期監査の結果につきましては、公 表事項はございません。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○池田和貴委員長 次に、議会事務局長から 決算概要と資料の説明をお願いします。 ○吉田事務局長 議会事務局の吉田でござい ます。よろしくお願い申し上げます。

まず、本年度の定期監査におきまして、議会事務局では指摘事項はございませんでした。

続きまして、歳入歳出決算状況につきまして御説明申し上げます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、収入済み額は、諸収 入が778万円余でございます。これは政務活 動費の返還金等でございます。

なお、不納欠損額、収入未済額は、ともに ございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1段目の議会費の支 出済み額は13億2,400万円余で、不用額は875 万円余でございます。

不用額の内訳といたしまして、議会費が 251万円余、事務局費が623万円余でございま すが、これは事業実施後の執行残でございま す。

4 段目の総務費の支出済み額は255万円余で、不用額はございません。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○池田和貴委員長 以上で出納局及び各種委員会等の説明が終わりましたので、これより 質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑はありませんか。

なら、済みません。私から1点、皆さんが 考えている間に。

出納局にお伺いしたいんですが、収入で、 先ほど御説明をいただきました歳入に関する 調べの中で、県預金の利子が、予算現額に対 して調定額が1億7,200万と、かなりふえて います。収入済み額もふえています。これは まあいろいろ運用とかをやっぱり工夫された 結果じゃないかというふうに思うんですが、 これはどういうようなことをされたのか。一般質問で渕上先生が聞いたりされたところもありますが、ちょっとここも教えていただけますか。

○瀬戸会計課長 会計課でございます。

御質問は、県預金利子収入に関してという ことでございます。

会計課のほうでは、県の予算の歳計現金というのがあります。現金でございます。それと、それ以外の基金というのも決算の中でも御審議をいただいておりますけれども、それぞれの基金がございます。資金運用につきましては、その歳計現金と歳計外現金、それとこの基金、これを一体的に会計課で一元管理で運用をさせていただいております。

先ほども御説明の際に申し上げましたとおり、27年度では預金利子で全体として9億3,000万の利子収入を得ておりまして、そのうち、収入に関する調べの2ページに記載しております1億7,200万円余につきましてが、歳計現金の預金利子としてこちらのほうで収入を見ております。その余の9億3,000万との差、7億5,000万程度につきましては、それぞれ基金が40幾つございまして、その基金の中に入れ込んでいるというのが決算状況でございます。

委員長お尋ねのどういうふうに運用しているかというところでございますけれども、基本的に、全体、歳計現金、歳計外現金、それと基金のお金を、債券、それと銀行への預金、この大きく分けると2種類でさせていただいております。県のお金でございますので、流動性、いわゆる使うというところも勘案しながら、長期に保有できる基金の分については、債券、いわゆる10年債、国債、20年債、そういうものを保有して安定的に利子収入を得ていると。

預金につきましても、ある程度長期に持て る部分は年間を通じて定期預金をする、ある いは短期的に運用ができる部分は、例えば30 日、あるいは短くなると14日間、いわゆる収 入が県に入ってきて、外に県が支出をしてい く間のタイムラグといいますか、そういうも のを利用して小まめに預金をさせていただい ているという状況でございます。

簡単に申しますと、以上でございます。

○池田和貴委員長 ありがとうございました。

私も、これは何回か一般質問でも取り上げたりしたこともございました。いわゆる県庁の職員さんにも一生懸命働いていただかなきゃいけないんですが、県に入ってきたお金も働いてもらって、少しでも収益を上げるという、そういう姿勢を見せることは非常に大事だろうというふうに思っております。

そういった意味で、私が質問をした6~7年ぐらい前、もっと前かな、それから比べると、かなりふえたんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひまた知恵を絞っていただきたいと思います。

ただ、最近は、やっぱりマイナス金利等にもなってきて、運用も厳しいというふうに思いますが、その中でもやっぱり知恵を絞ってやることが重要だろうというふうに思っておりますので、頑張っていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○池田和貴委員長 なければ、これで出納局 及び各種委員会等の審査を終了します。

次回の第7回委員会は、10月28日午前10時から開会し、農林水産部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会 を閉会します。

本日は、御苦労さまでございました。 午後2時32分閉会 熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

決算特別委員会委員長